

蓮田市自殺対策計画(第2期)

素案



蓮田市マスコットキャラクター
けんこう大使
はずびい

令和6年3月

蓮田市

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	2
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	3
第2章 蓮田市の自殺の現状	5
1. 統計でみる蓮田市の現状.....	5
2. 健康実態調査でみる蓮田市の現状.....	16
3. 蓮田市における自殺の現状と課題.....	23
第3章 自殺対策の基本的な考え方	26
1. 自殺対策の基本認識.....	26
2. 基本理念.....	27
3. 基本方針.....	27
4. SDGs 実現の視点.....	29
5. 計画の数値目標.....	30
6. 施策の体系.....	32
第4章 具体的な取組	37
I 基本施策.....	37
1. 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す.....	37
2. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る.....	39
3. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する.....	40
4. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする.....	43
5. ハイリスク者・家族への支援を推進する.....	45
6. 地域における連携とネットワークの強化.....	47
II 重点施策.....	49
1. 子ども・若者への対策.....	50
2. 女性への対策.....	53
3. 高齢者への対策.....	54
4. 生活困窮者への対策.....	56
「生きる支援施策」一覧（所属別）.....	58
第5章 計画の推進	77
1. 計画の公表・周知.....	77
2. 計画の推進体制.....	77
3. 計画の進行管理.....	77

第 1 章

計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

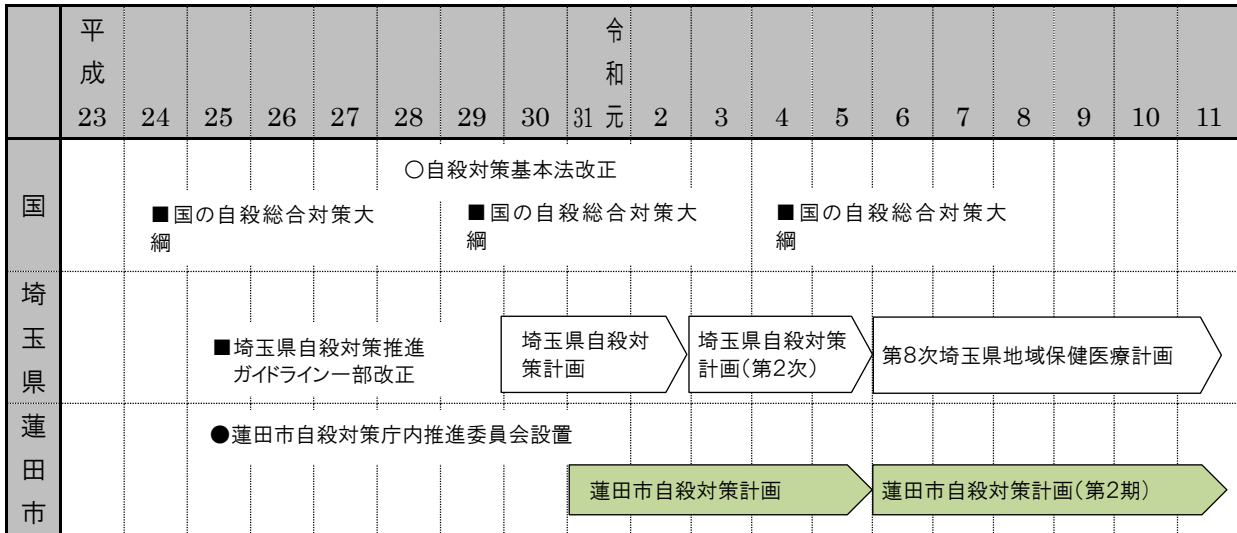
平成18年に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が、「社会の問題」として広く認識されるようになり、社会全体で自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は減少傾向となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をはじめ、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、わが国の自殺者数は、令和2年には特に女性や小中高生が著しく増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。

こうした中、平成28年に自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱及び地域の実情を踏まえ、平成31年3月に策定した、蓮田市自殺対策計画の見直しを行います。

本市においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に関する施策は広範多岐にわたっており、各般の行政領域にまたがる施策を、総合的に推進する計画として策定するものです。

本計画に沿って、庁内関係者のみならず、市民一人ひとりがかけがえのない命の大切さを考え、ともに支え合う地域社会の実現をめざします。

■ 自殺対策に係る国・県・市の経緯



2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、本市における実情を踏まえ、自殺対策について定めたものです。

蓮田市第5次総合振興計画(改定版)や健康はすだ21(第3次)等の健康・福祉に関する計画や、国の自殺総合対策大綱及び第8次埼玉県地域保健医療計画との整合を図りながら策定するものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6か年とし、目標年度を令和11年度(2029年度)とします。また、関連計画である健康はすだ21(第3次)では、「休養・睡眠」に関する取組について、本計画と連携を図って、推進するものとします。

なお、法制度等の改正があった場合には、見直しを行い、柔軟に対応することとします。

第2章

蓮田市の自殺の現状

第2章 蓮田市の自殺の現状

1. 統計でみる蓮田市の現状

自殺に関する統計データには、主に、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があります。

本計画においては、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」(自殺日・居住地)および「地域における自殺の基礎資料※」を使用します。

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」について

- 調査対象の差異
厚生労働省の「人口動態統計」は日本における日本人が対象。
警察庁の「自殺統計」は、総人口（日本における外国人を含む）が対象。
- 調査時点の差異
厚生労働省の「人口動態統計」は、住所地を基に死亡時点で計上。
警察庁の「自殺統計」は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上。
なお、いずれの統計も、暦年（1月から12月まで）の統計
- 事務手続き上（訂正報告）の差異
厚生労働省の「人口動態統計」は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺であった旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上しない。
警察庁の「自殺統計」は、捜査等により、死亡の理由が自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し計上。

※ 地域における自殺の基礎資料

「地域における自殺の基礎資料」は、厚生労働省自殺対策推進室において、警察庁から提供を受けた自殺データに基づいて全国・都道府県別・市町村別自殺者数について再集計したものです。なお、総数及び男女別について、自殺者の総数が2人以下の場合、公表されない項目があります。

<統計の見方>

- 「自殺死亡率」は人口10万人当たりの自殺者数を表しています。
- 「n」は集計対象総数（自殺者総数、回答者総数等）を表しています。
- 「%」を、それぞれの割合を小数点第2位で四捨五入して算出しています。

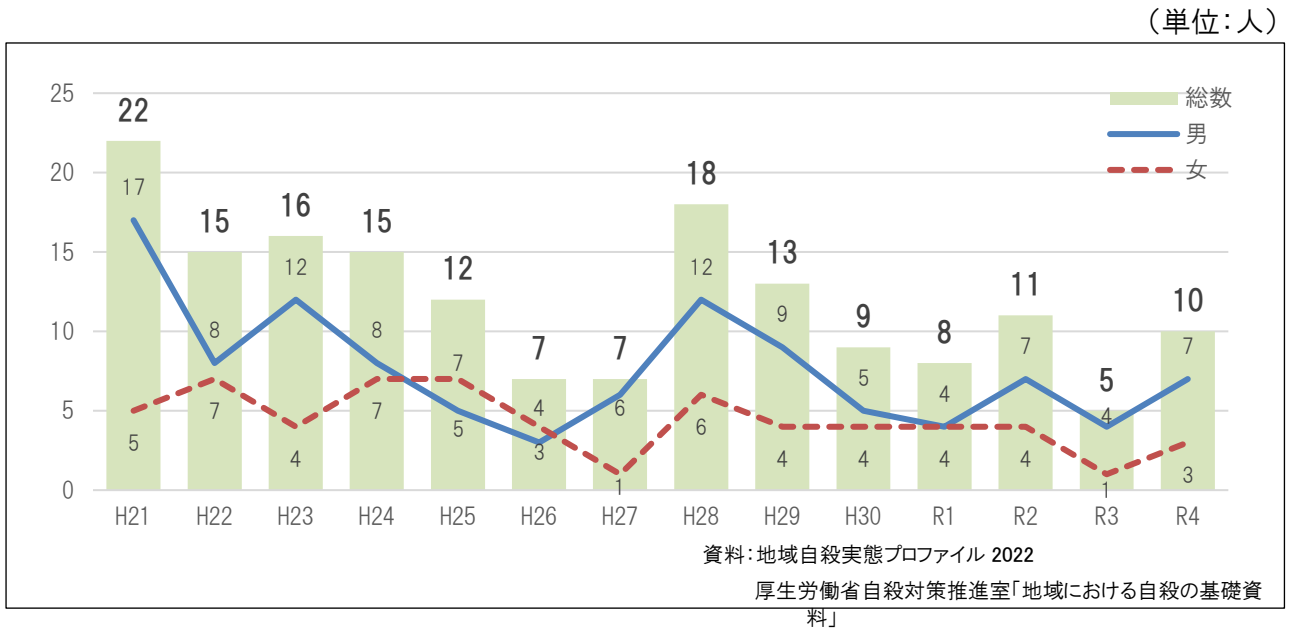
自殺者数と男女別自殺者数の推移

本市の自殺者数は、令和3年には5人まで減少したものの、令和4年には10人と、再び増加に転じています。

なお、平成30年から令和4年までの5年間の自殺者数の累計は43人で、平成25年から平成29年までの5年間と比較すると14人減少しています。

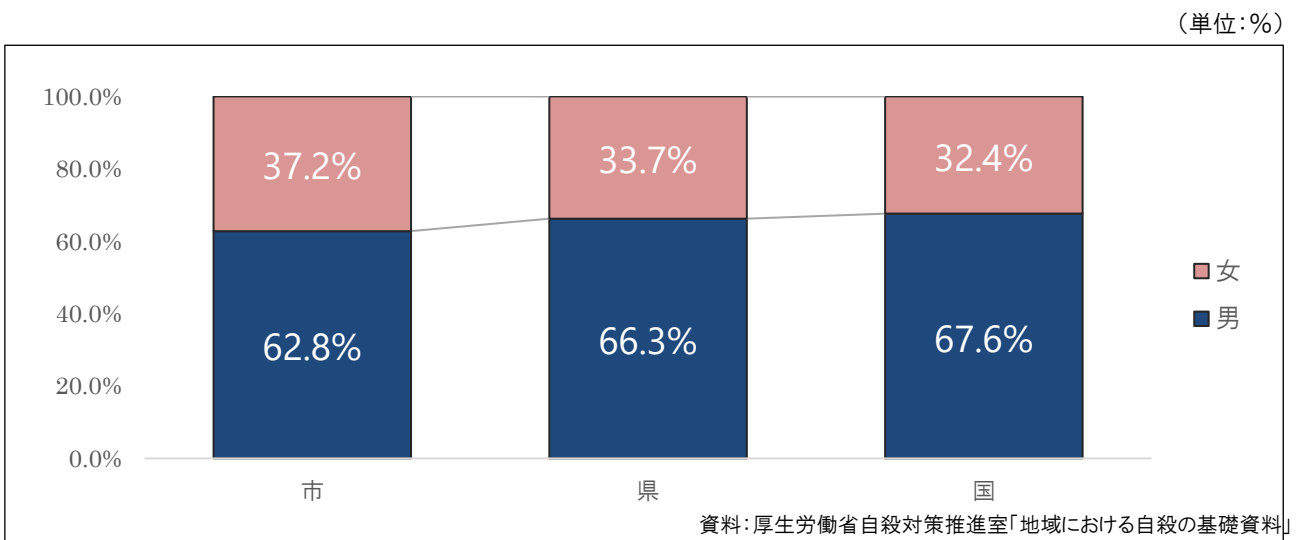
性別では、令和元年は男女が同数となりましたが、それ以降は男性が女性を上回る結果となっています。

■図 1 男女別自殺者数の推移



性別の割合について、平成30年から令和4年までの5年間の累計を国・県と比較してみると、本市は女性の割合が37.2%と、県33.7%、国32.4%を上回っています。

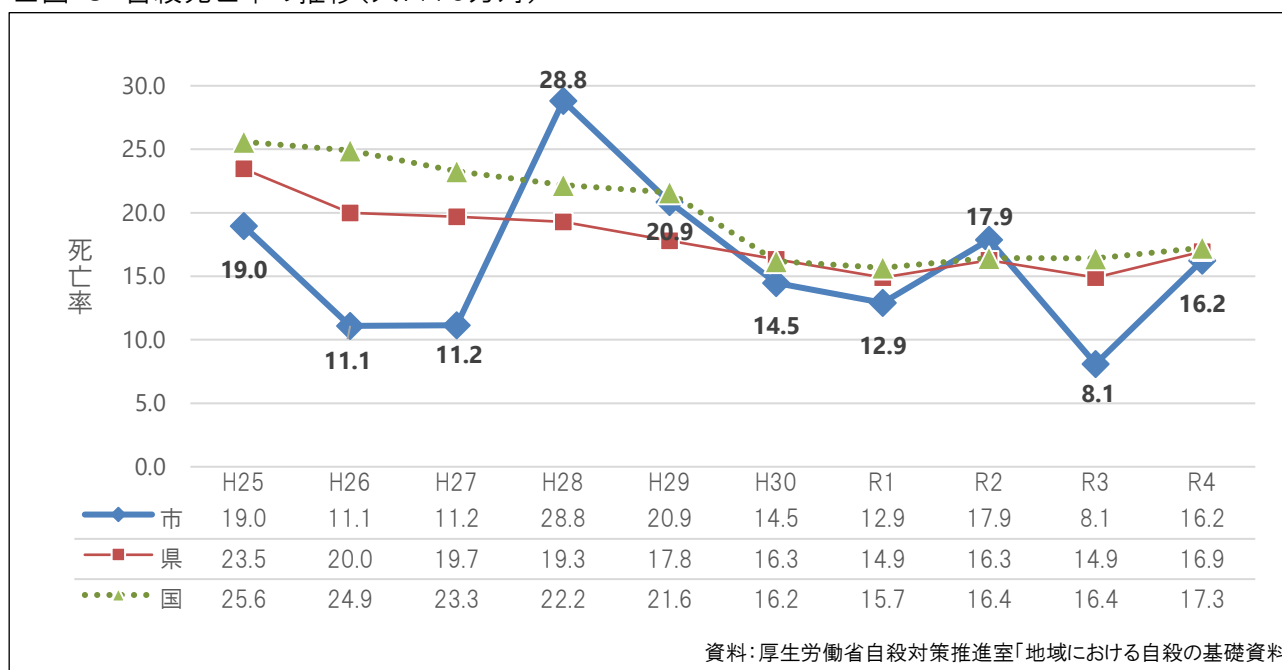
■図 2 男女別割合の比較(平成30年～令和4年の5年間の累計)



自殺死亡率の推移

本市の人口10万人当たりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率は、平成30年から令和元年までは、国・県よりも低く推移していましたが、令和2年は17.9と、国・県よりも高くなりました。令和3年は、大幅に減少し、国・県を下回っています。令和4年は、国・県と比較すると低いものの、前年よりも高くなっていることが認められます。

■ 図 3 自殺死亡率の推移(人口10万対)

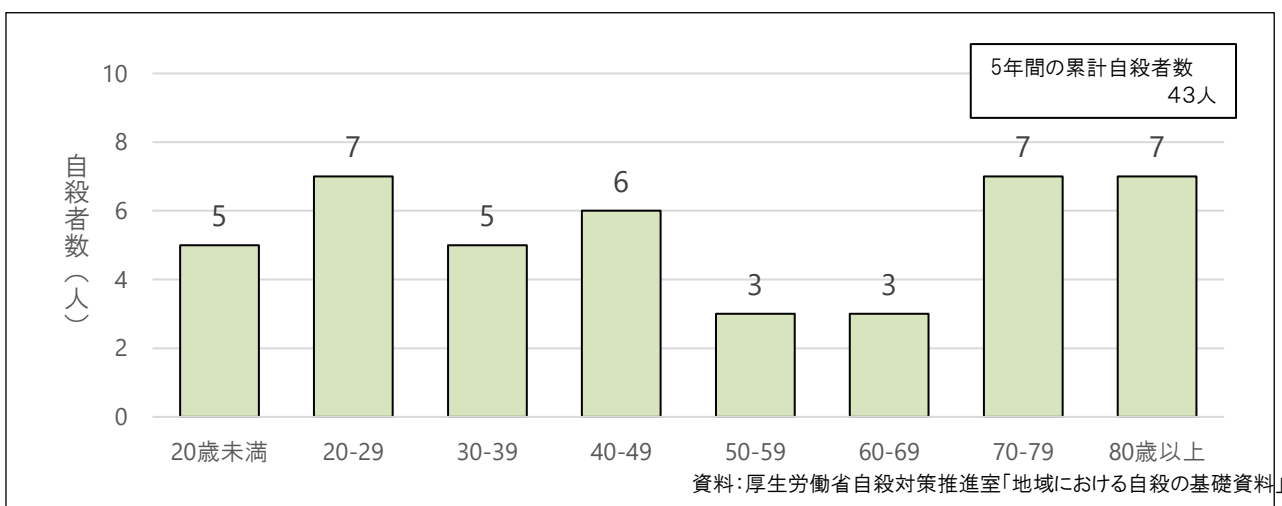


年齢別自殺者数と年齢別割合

本市の自殺者数の5年間の累計は43人です。年齢別の自殺者数では、20歳代、70歳代及び80歳以上が7人と最も多く、次いで40歳代の6人、30歳代及び20歳未満の5人、50歳代及び60歳代の3人と続いています。若年層と高齢者の層で二極化していることがいえます。

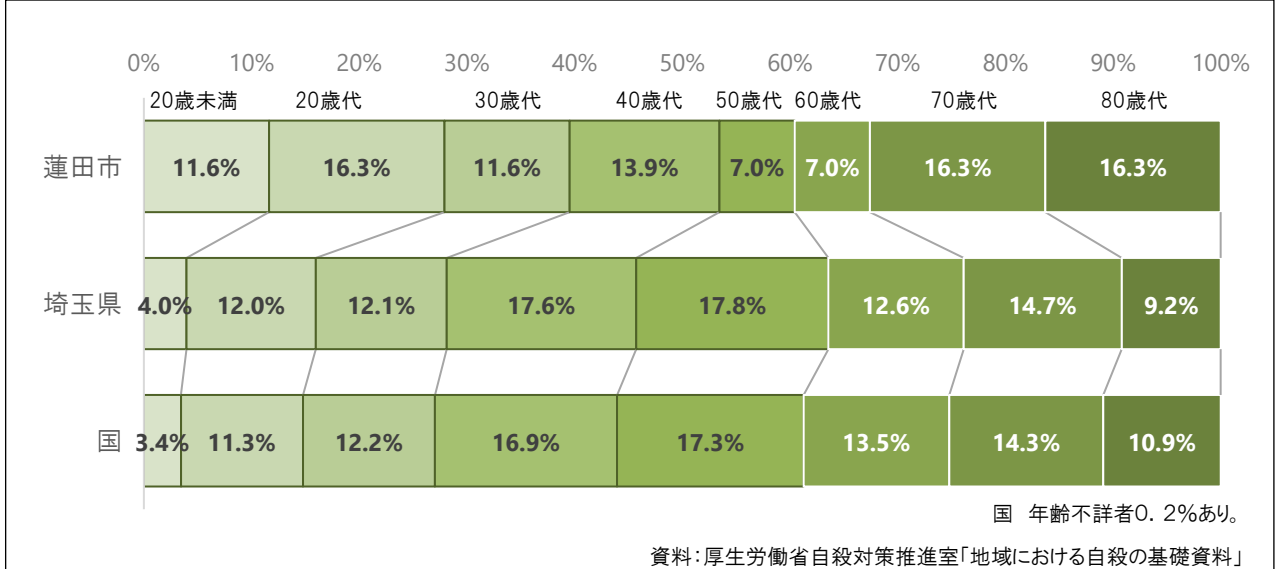
■ 図 4 年齢別自殺者数(平成30年～令和4年の5年間の累計)

(単位：人)



年齢別割合について、5年間の累計を国・県と比較してみると、本市の20歳未満及び70歳代以降において、国・県を大きく上回ります。一方、30歳代から60歳代では国・県を下回っており、働き盛りの壮年期に少ない傾向がみられます。

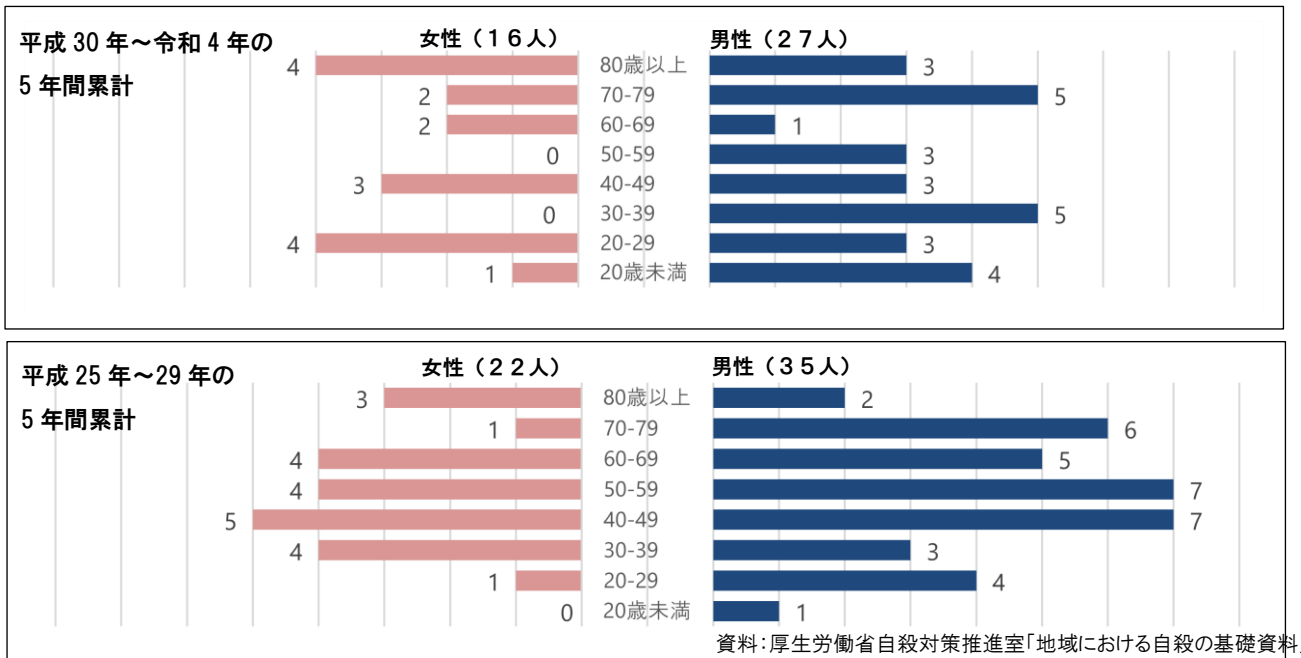
■ 図 5 年齢別割合(平成30年～令和4年の5年間の累計) (単位:%)



男女・年齢別自殺者数

平成30年～令和4年の5年間累計自殺者数は43人であり、内訳では男性が27人、女性が16人、男女比では男性が全体の63%であり、男性の割合が多くなっています。性・年齢別自殺者数は、男性では30歳代及び70歳代で5人と特に多くなっており、次いで20歳未満となっています。女性は20歳代及び80歳以上で4人と最も多くなっており、次いで40歳代は3人、60歳代及び70歳代は2人となっております。

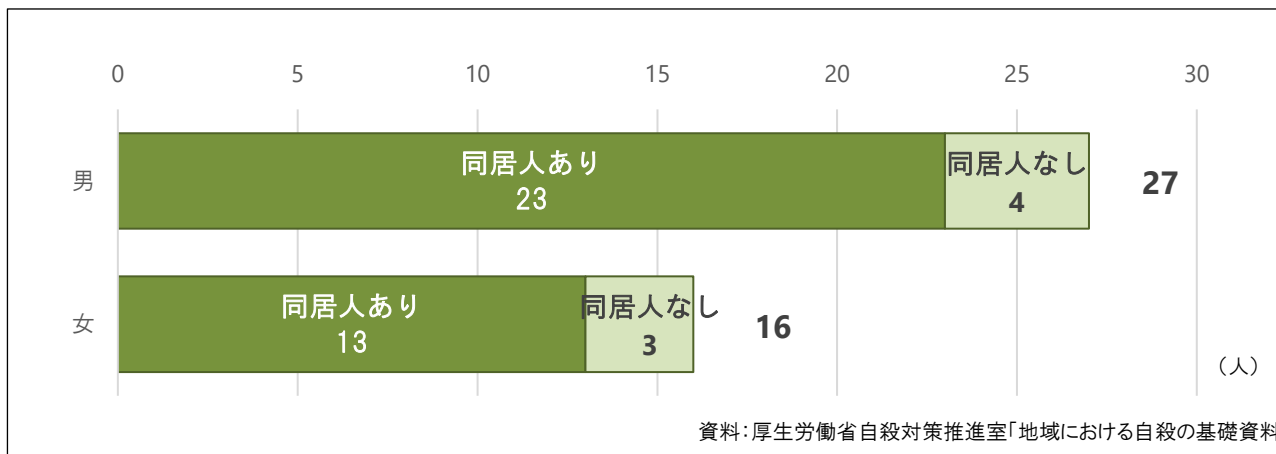
■ 図 6 性・年齢別自殺者数 (単位:人)



同居人の有無（同居・独居）

本市の同居人の有無による自殺者数の5年間累計では、「あり」は男性23人、女性13人、「なし」は男性4人、女性3人となっています。男女の合計は「あり」が36人、「なし」が7人となっています。

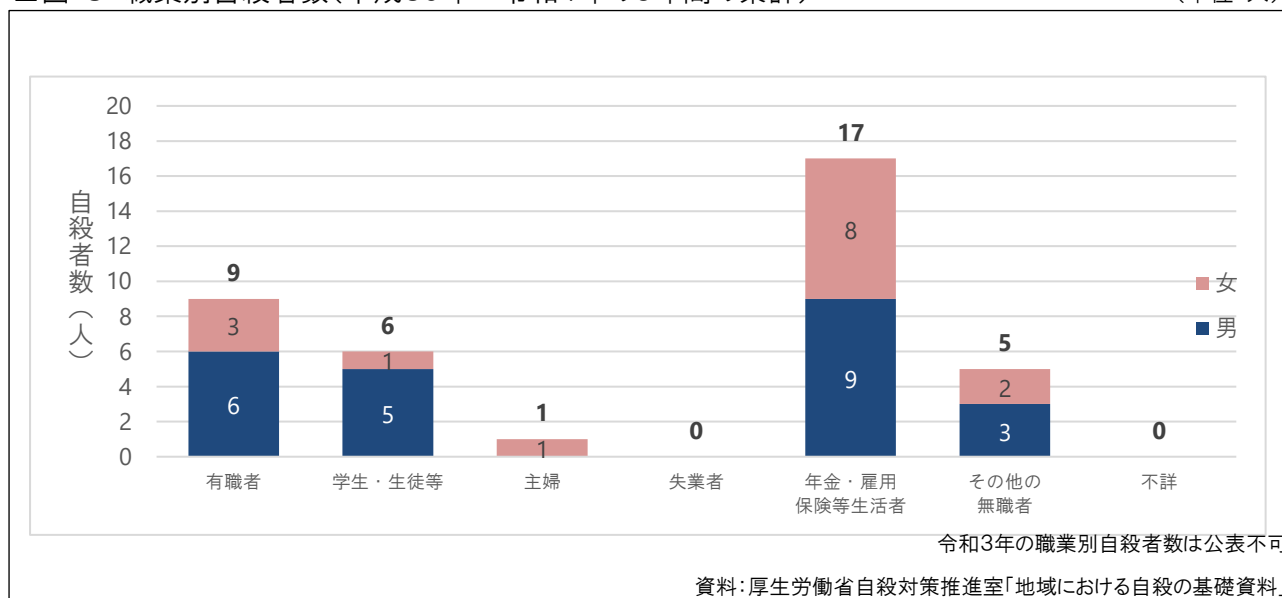
■ 図 7 同居人の有無による死亡者数(平成30年～令和4年の5年間の累計) 単位(人)



職業別自殺者数と職業別割合

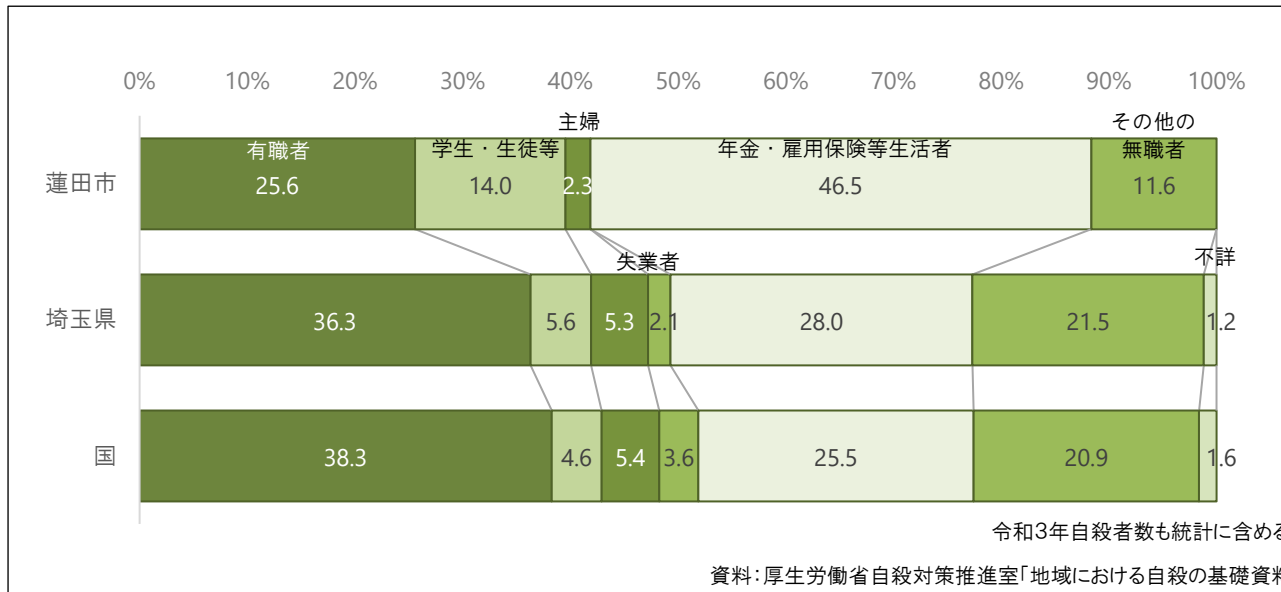
本市の自殺者の職業別の5年間の累計では、年金・雇用保険等生活者が最も多く17人、次いで有職者9人、学生・生徒等6人と続いています。

■ 図 8 職業別自殺者数(平成30年～令和4年の5年間の累計) (単位:人)



本市と国・県との割合の比較では、学生・生徒等が全国の約3倍と大きく上回り、年金・雇用保険等生活者についても約1.8倍と、全国を上回っています。

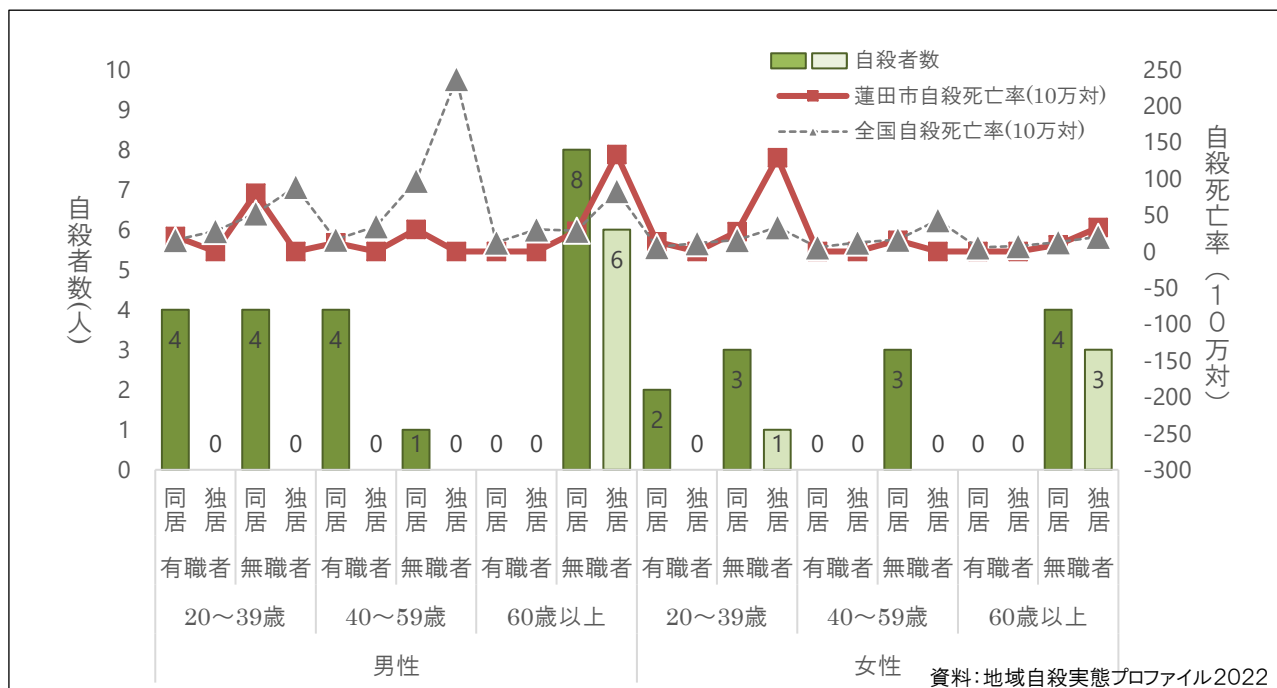
■ 図9 職業別割合(平成30年～令和4年の5年間の累計) (単位:%)



自殺者の特徴

本市の自殺者の5年間の累計について、人数が最も多い区分は、「男性・60歳以上・無職者・同居」、次いで「男性・60歳以上・無職者・独居」と続きます。女性では、「60歳以上・無職者・同居」が多く、次いで「20～39歳・無職者・同居」「40～59歳・無職者・同居」「60歳以上・無職者・独居」が多くなっています。

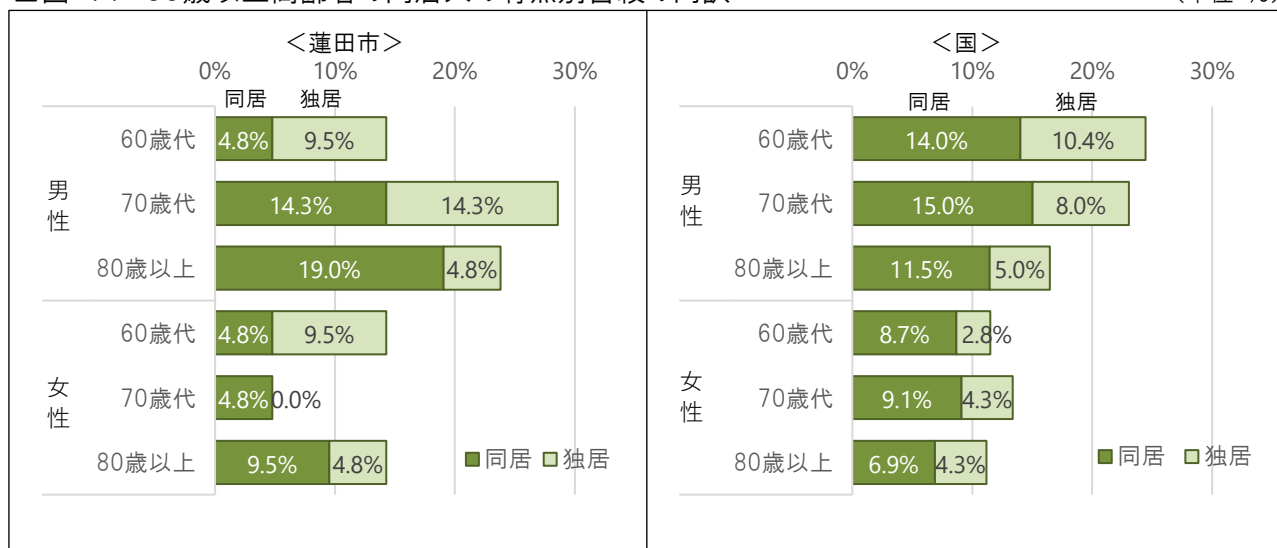
■ 図 10 自殺者の概要(平成29年～令和3年の5年間の累計)



60歳以上の高齢者の自殺者について、同居人の有無(同居、独居)により本市と国を比較すると、特に男性の同居80歳以上が19.0%と、国11.5%を大きく上回っています。また、女性の独居60歳代が9.5%と、国2.8%を大きく上回っています。

■ 図 11 60歳以上高齢者の同居人の有無別自殺の内訳

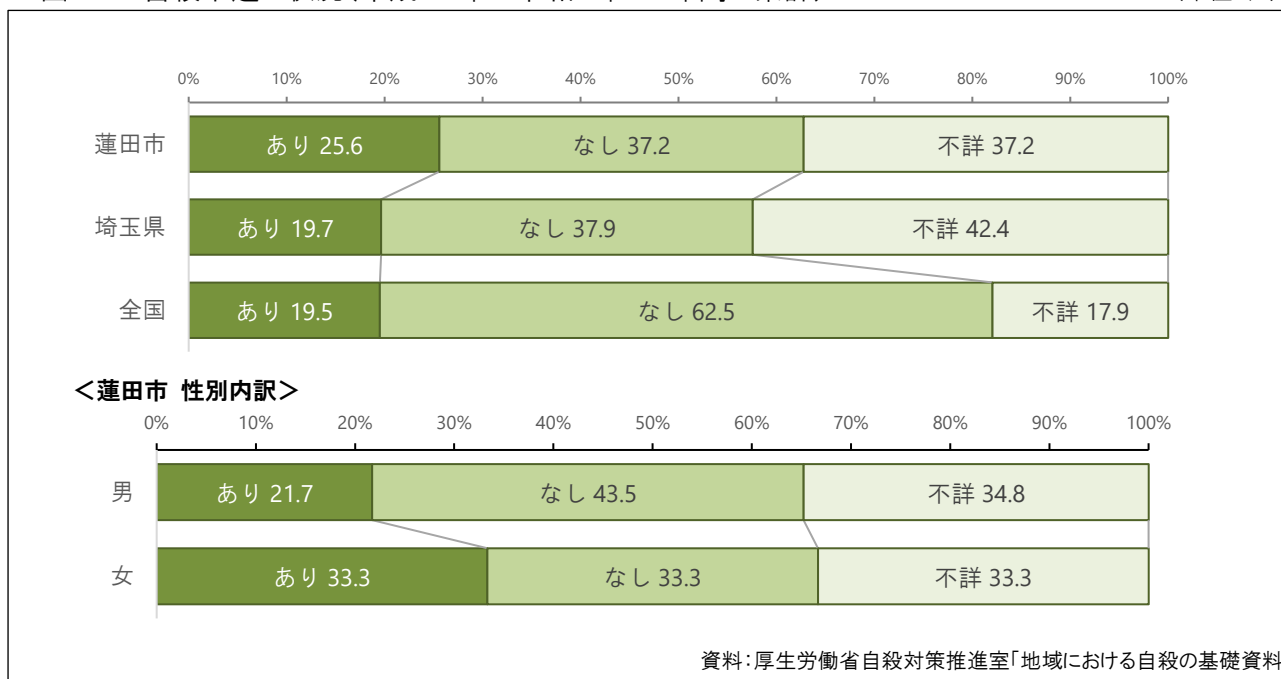
(単位：%)



自殺の未遂歴別の状況

本市の自殺者の5年間の累計における自殺未遂歴を有する割合25.6%は、国・県より高くなっています。性別内訳では、女性が33.3%と男性21.7%を上回り、女性の自殺未遂歴を有する割合が高くなっています。

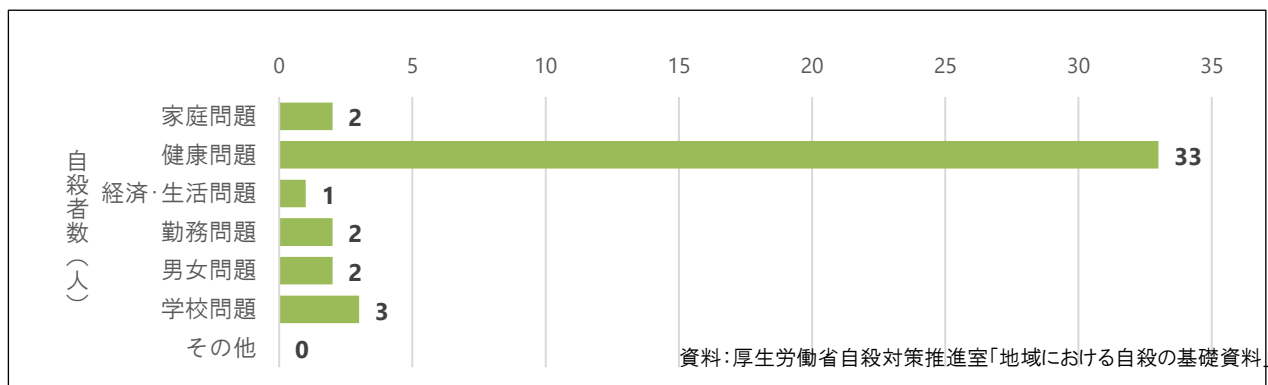
■ 図 12 自殺未遂の状況(平成30年～令和4年の5年間の累計) (単位:%)



原因・動機別自殺者数と原因・動機別割合

本市の自殺者の原因・動機について、5年間の累計で見ると、健康問題が33件、次いで学校問題の3件、家庭問題、勤務問題及び男女問題の2件と続き、健康問題が76.7%を占めています。

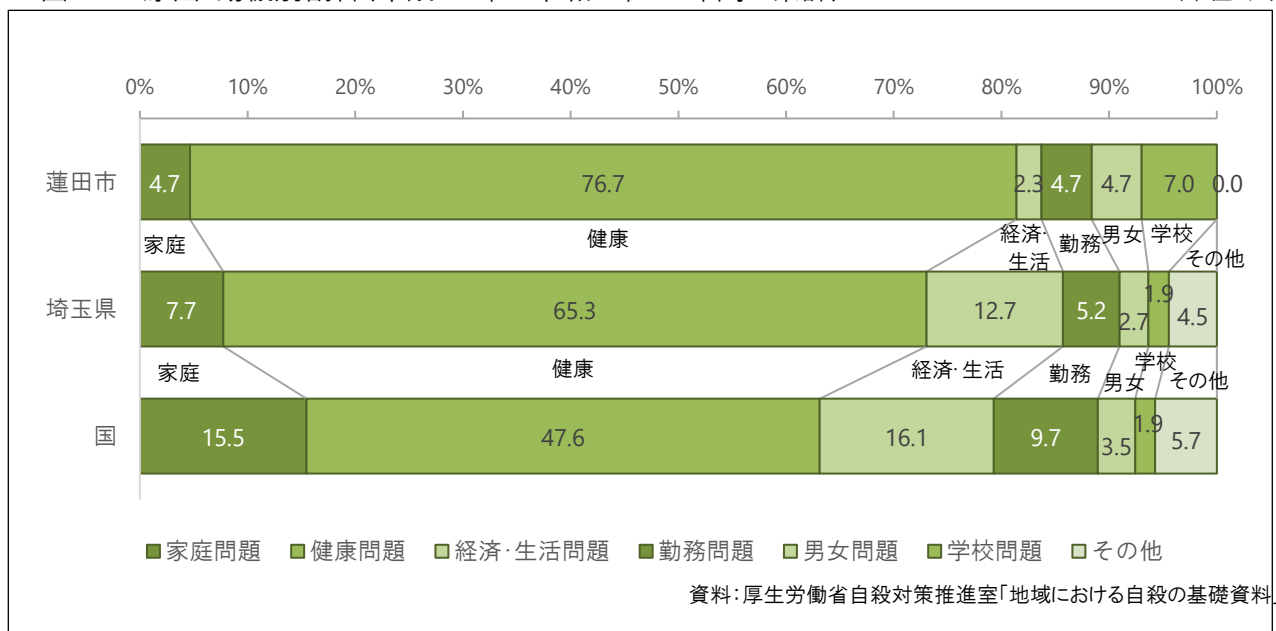
■ 図 13 原因・動機別自殺者数(平成30年～令和4年の5年間の累計) (単位:人)



※ 自殺統計では、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としています。

自殺の原因・動機について、本市における健康問題76.7%は、国の47.6%、県の65.3%を大きく上回っています。また、学校問題7.0%は国・県の1.9%を上回っています。

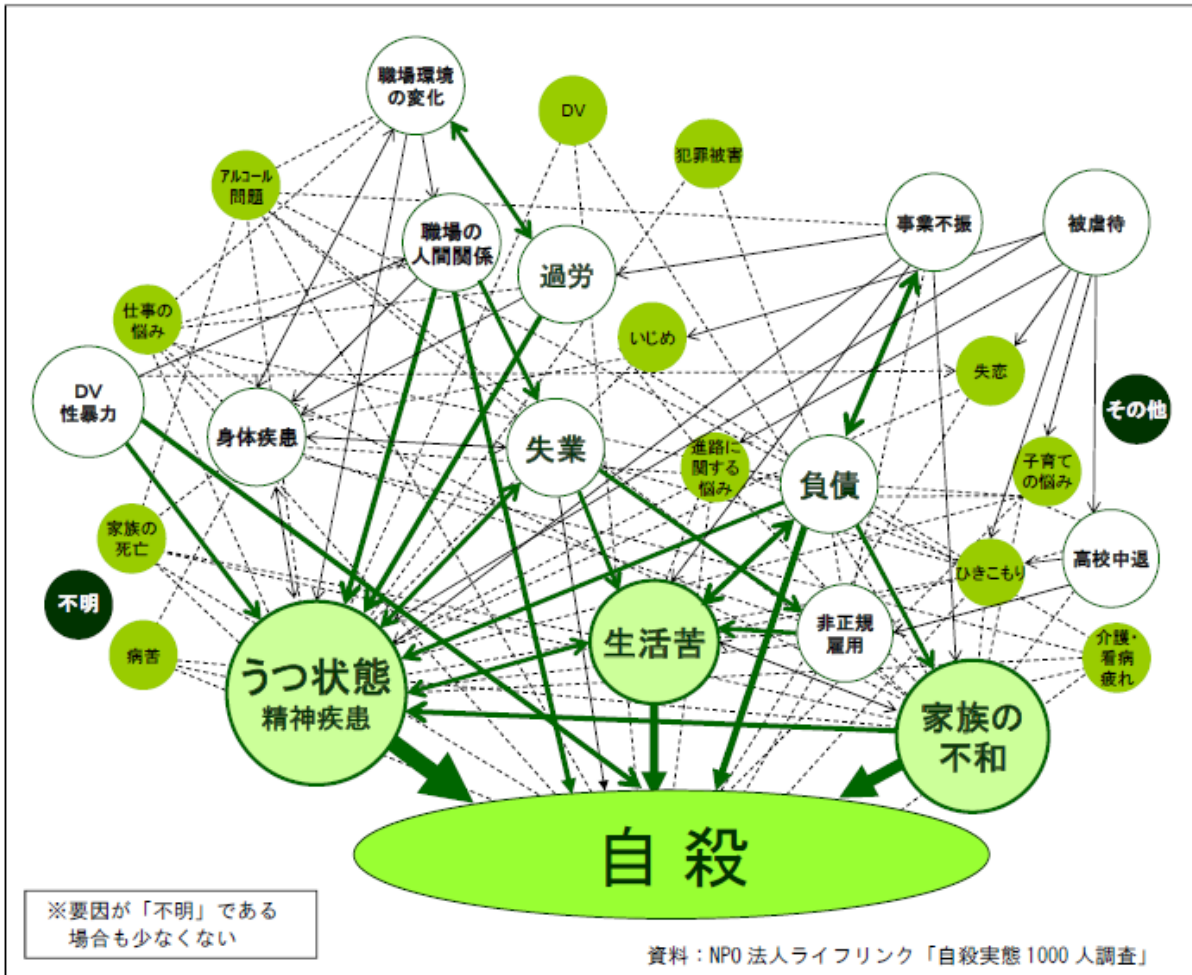
■ 図 14 原因・動機別割合(平成30年～令和4年の5年間の累計) (単位:%)



自殺の原因・動機は図13及び図14に示される理由だけではなく、様々な要因が複雑に絡み合っているため、実状に合わせた対策が必要です。

次に示す図は、特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク実施「自殺実態1000人調査」から見てきた「自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)」です。「自殺実態1000人調査」とは、調査期間を2007年7月から2012年10月として、亡くなった523名の遺族から面接による聞き取り調査を行ったものであり、近年の新型コロナウイルス感染症に起因する事象は含まれておりません。

■ 図 15 自殺の危機経路



図中の○印の大きさは要因の発生頻度を表しています。○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いことを示しています。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しており、矢印が太いほど因果関係が強いことを示しています。

自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。

自殺で亡くなった人は「平均4つの要因」を抱えていたことが分かっています。

NPO法人ライフリンクの調査では、図以外にも、職業、年齢、性別等によって、自殺に至る要因の連鎖に特徴があることも分かっています。

本市における自殺者の特徴と危機経路事例

自殺総合対策推進センターによる地域自殺実態プロフィールでは、本市の自殺の特徴について、性・年代等の特性と、背景にある主な自殺の危機経路事例を明らかにしています。

なお、順位は自殺者数の多い順となります。

■表 1 地域の主な自殺の特徴(特別集計(自殺日・住居地、H29～R3合計)、公表可能)

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* ¹ (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路* ²
1位 男性 60歳以上無職同居	8	17.4%	27.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位 男性 60歳以上無職独居	6	13.0%	133.3	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位 男性 20～39歳無職同居	4	8.7%	80.0	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
4位 男性 20～39歳有職同居	4	8.7%	20.7	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位 男性 40～59歳有職同居	4	8.7%	11.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※1 自殺率の母数(人口)は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計。

※2 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)を参考にした(詳細は付表の参考表1参照)。

2. 健康実態調査でみる蓮田市の現状

市民の健康づくりに関する現状や意向などを把握し、計画策定の資料とするため、2022(令和4)年9月～10月に、3種類のアンケート調査を実施しました。そのうち2種類のアンケート調査において心の健康に関する項目を調査しました。なお、調査結果の比率は、その設問の回答者を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。また、集計の結果の記載にあたり、分析軸となる項目の「無回答」は省略しているため、分析軸となる項目の回答者数の合計は、全体の数と一致しない場合があります。

■令和4年度健康実態調査の概要

- ・抽出方法 次に掲げる区分ごとに対象者を抽出（一般調査のみ無作為抽出）

■一般調査

対 象： 満20歳以上79歳以下の市民2,000人
実施方法： 郵送配布・郵送回収
回 収 率： 45.5%(配布数2,000件、有効回収数910件)

■小中学生調査

対 象： 市内の小中学校に通う小学5年生と中学2年生の計877人
実施方法： 直接配布・直接回収
回 収 率： 97.7%(配布数877件、有効回収数857件)

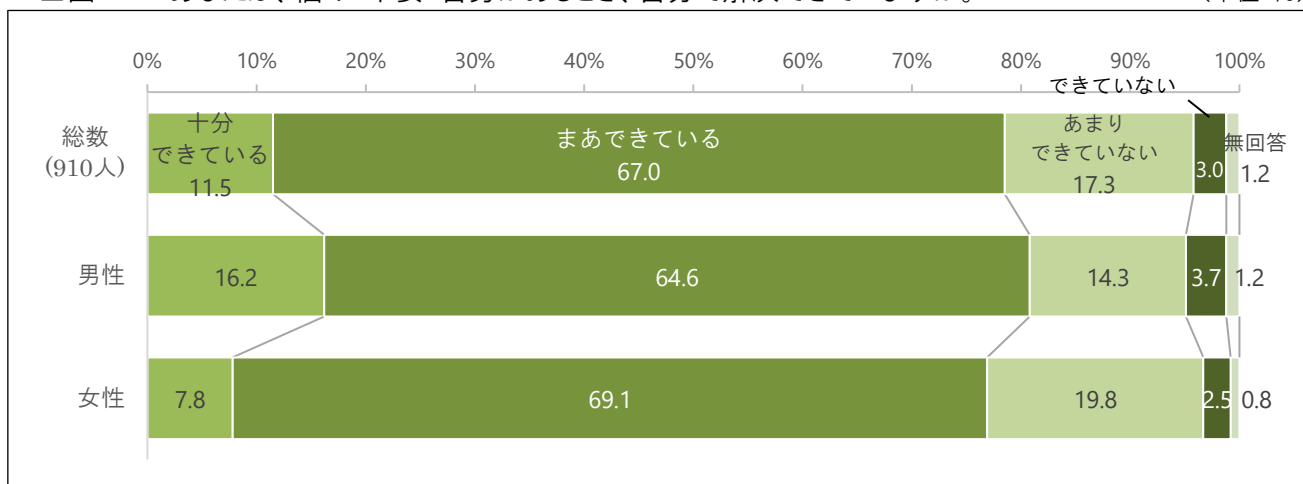
一般調査

● あなたは、悩み・不安・苦労があるとき、自分で解決できていますか。

悩みがあるときの解決について、自分で「十分できている」は11.5%、「まあできている」は67.0%となっています。

性別では、「十分できている」は男性16.2%、女性7.8%と、男性が大きく上回りますが、「まあできている」は男性64.6%、女性69.1%と女性が上回っています。「十分できている」、「まあできている」を合わせた『できている』になると、男性80.8%、女性76.9%と大きな差はありません。

■ 図 16 あなたは、悩み・不安・苦労があるとき、自分で解決できていますか。(単位:%)

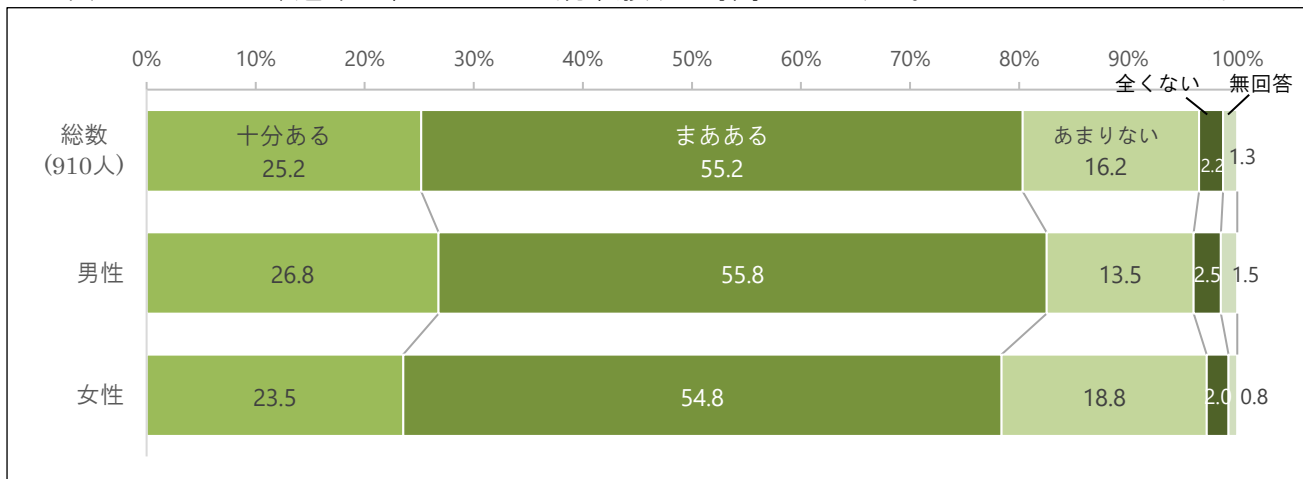


● あなたは、趣味や楽しみなどで気分転換する時間がありますか。

気分転換する時間は、「十分ある」25.2%、「まあある」55.2%となっています。

性別では、「十分ある」は男性26.8%、女性23.5%、「まあある」は、男性55.8%、女性54.8%となっています。

■ 図 17 あなたは、趣味や楽しみなどで気分転換する時間がありますか。(単位:%)



● 必要な時に相談できる相手はいますか。

相談相手の有無では、相談できる人が「たくさんいる」は12.2%、「少しいる」は72.4%となっています。性別でみると、女性で「たくさんいる」または「少しいる」と答えたかたは、男性で「たくさんいる」または「少しいる」と答えたかたの割合を上回っています。

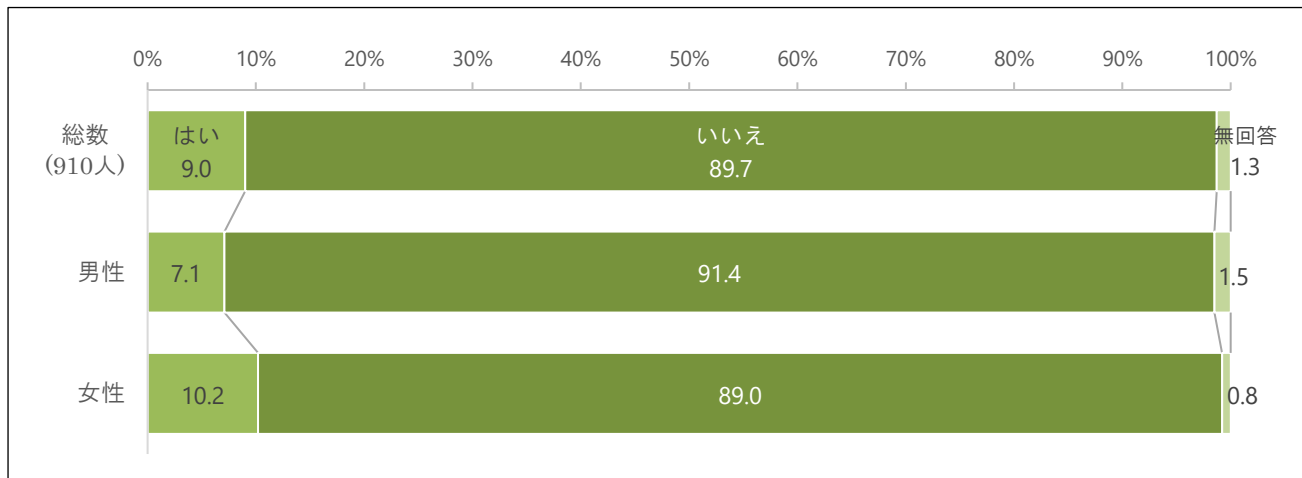
■ 図 18 必要な時に相談できる相手はいますか。(単位:%)



● ここ一年間、少しでも自殺を考えたことがありますか。

「はい」と回答した人は、男性7.1%、女性10.2%となっています。性年代別にみると、「はい」が男性では50歳代は1割台後半、女性では20歳代から40歳代は1割台後半から2割台前半で、高くなっています。

■ 図 19 ここ一年間、少しでも自殺を考えたことがありますか。(単位:%)



■表 2 【性別・性年代別】ここ一年間、少しでも自殺を考えたことがありますか。

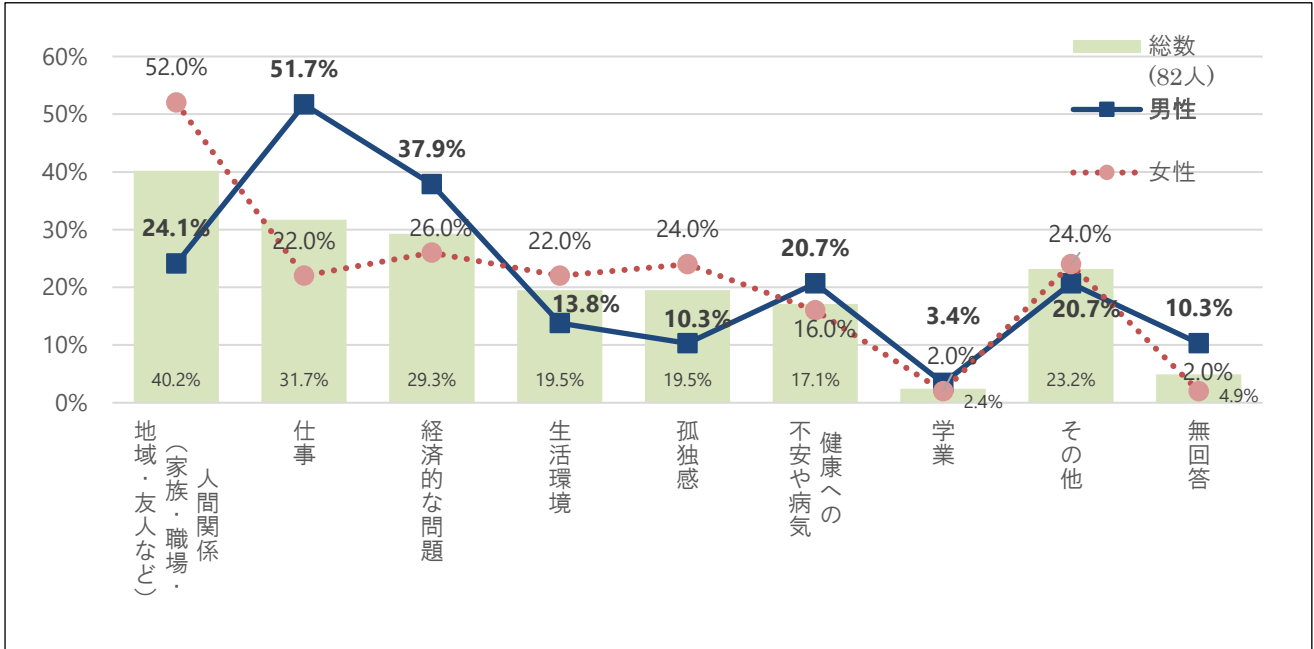
(単位:%)

		n(人)	はい	いいえ	無回答
全体		910	9.0	89.7	1.3
性別	男性	407	7.1	91.4	1.5
	女性	489	10.2	89.0	0.8
性年代別	20歳代男性	51	13.7	86.3	0.0
	30歳代男性	28	10.7	89.3	0.0
	40歳代男性	46	10.9	87.0	2.2
	50歳代男性	66	18.2	81.8	0.0
	60歳代男性	70	0.0	98.6	1.4
	70歳代男性	144	1.4	95.8	2.8
	20歳代女性	54	18.5	81.5	0.0
	30歳代女性	53	20.8	75.5	3.8
	40歳代女性	74	16.2	82.4	1.4
	50歳代女性	73	8.2	91.8	0.0
	60歳代女性	91	4.4	95.6	0.0
70歳代女性	143	4.9	94.4	0.7	

● 「はい」と答えたかた、自殺を考えた原因は何ですか。

自殺を考えたことがあると回答した人の主な原因としては、「人間関係」40.2%、「仕事」31.7%、「経済的な問題」29.3%となっています。

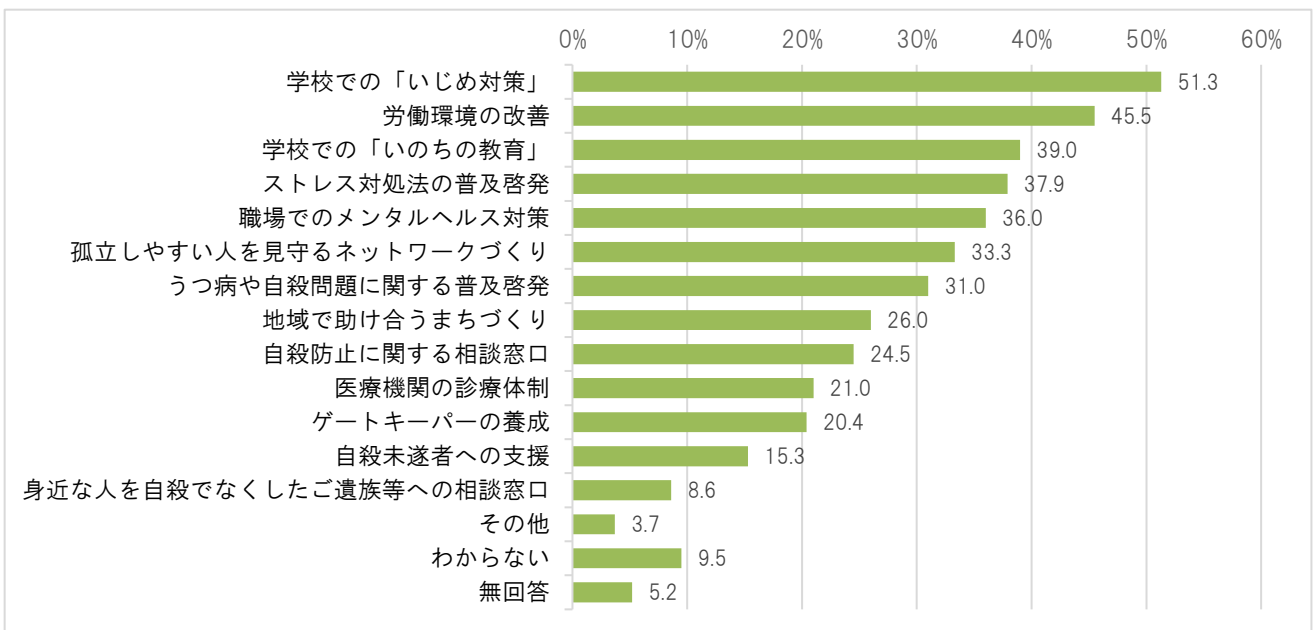
■ 図 20 自殺を考えた原因は何ですか。



● 一般的に自殺を減らすには、どのような対策の充実が必要だと思いますか。

自殺を減らすために充実すべき対策については、「学校での「いじめ対策」」が51.3%と最も多く、次いで「労働環境の改善」が45.5%、「学校での「いのちの教育」」が39.0%となっています。

■ 図 21 一般的に自殺を減らすには、どのような対策の充実が必要だと思いますか。 (単位:%)

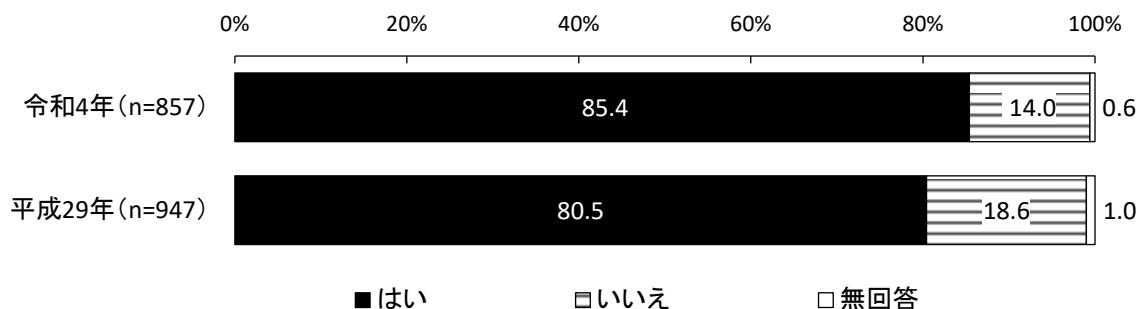


小中学生調査

● 悩みを相談できる人がいますか。

悩みを相談できる人がいるかについては、令和4年は「はい」が85.4%で、平成29年より増加しています。令和4年は「いいえ」が14.0%で、平成29年よりも減少しています。

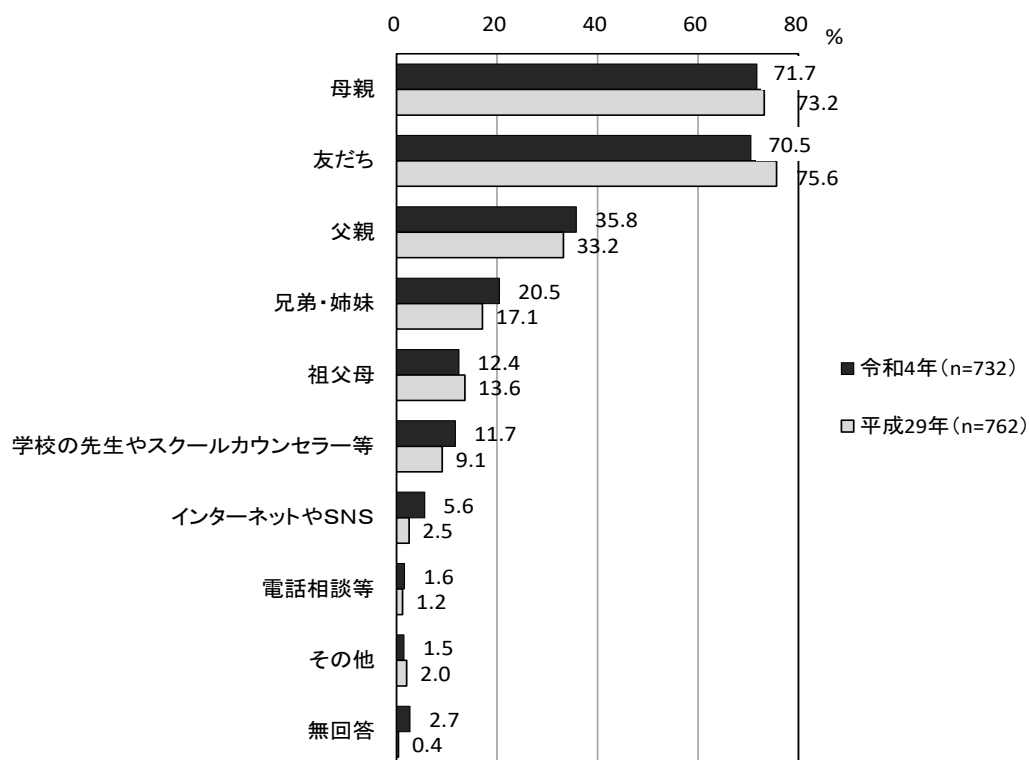
■ 図 22 悩みを相談できる人がいますか。



● どこに（または誰に）悩みを相談していますか。

悩みがある場合の相談先については、「母親」が71.7%と最も高く、次いで「友だち」が70.5%、「父親」が35.8%となっています。「父親」「兄弟・姉妹」「学校の先生やスクールカウンセラー等」「インターネットやSNS」「電話相談等」は、平成29年よりも令和4年のほうが増加しています。

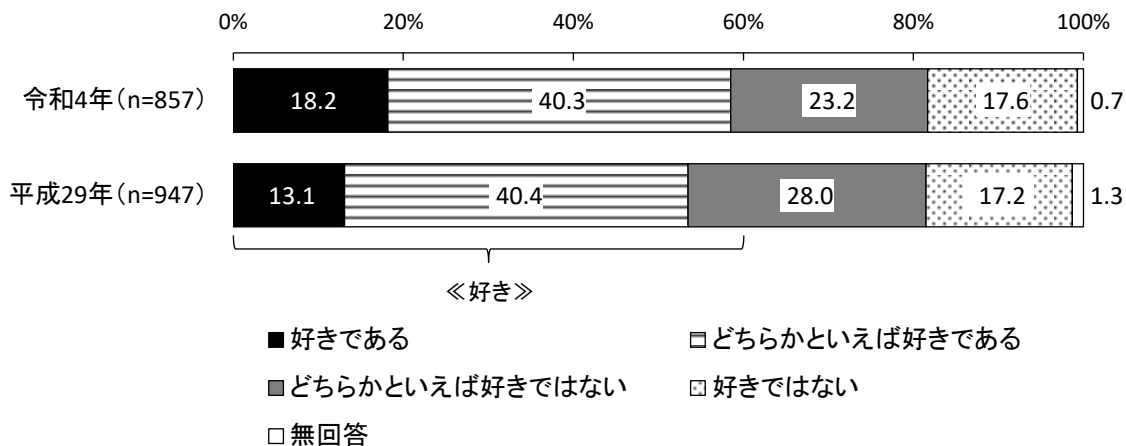
■ 図 23 どこに（または誰に）悩みを相談していますか。（複数回答可）



● **自分が好きですか。**

自分が好きかについては、令和4年は「好き」「どちらかといえば好き」が合わせて58.5%、平成29年は53.5%であり、増加が認められます。「どちらかといえば好きではない」「好きではない」が合わせて40.8%と、平成29年の45.2%よりも減少しています。

■ 図 24 自分が好きですか。



■ 図 25 【学校区分別】自分が好きですか。 (単位:%)

		n (人)	好きである	どちらかといえば好きである	どちらかといえば好きではない	好きではない	無回答	《好き》
全体		857	18.2	40.3	23.2	17.6	0.7	58.5
学校 区分別	小学生	413	24.5	39.0	17.9	17.9	0.7	63.5
	中学生	444	12.4	41.4	28.2	17.3	0.7	53.8

3. 蓮田市における自殺の現状と課題

本市の令和2年～令和4年の自殺死亡率(10万対)は14.1と、第1期計画の目標である11.7を上回っています。原因として、新型コロナウイルス感染症拡大による人間関係の希薄化や、相談機関へのつながりづらさ等の影響が考えられます。今後は、本計画の目標である自殺死亡率9.7に向けて、より一層自殺対策に取り組んでいく必要があります。40歳代・50歳代の年代の自殺率については、近年の全国的な働き方改革に伴う、ワークライフバランスへの意識や育児休業制度の浸透、在宅勤務制度等の職場環境の変化により、大きな減少が見られています。

昨今、SNS等インターネット上の誹謗中傷に関する問題の深刻化や複数の問題が複雑に絡み合っている現状の顕在化など、新たな課題も生じています。これらの課題に対応しながら、『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現』をめざすため、生きることの包括的支援を含めた自殺対策を強化していかなければなりません。

本市では、精神保健福祉法の改正に伴う総合相談窓口の設置を始めとした、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。本市の実情に対応した自殺対策を行うため、現状・課題を明らかにし、全庁的に自殺対策を行っていきます。

課題(1) 若年層

若年層にあたる思春期・青年期は、周囲の影響を受けながら一人の大人として自分を確立していく時期です。特に思春期は仲間集団の役割は大きく、この時期の仲間関係のトラブルは大きな影響を及ぼします。また、青年期は自己を確立したうえで社会に出て、他者と親密な関係を結ぶ時期にあります。思春期は、精神的な安定を損ないやすく、また、青年期に受けた心の傷は生涯にわたって影響することから、若年層の自殺対策は大きな課題です。

本市では、全体に占める20歳未満の自殺者は11.6%であり、国・県よりも多くなっています(p.8_図5)。また、自殺の動機別割合では学校問題が7.0%となっており、国・県の1.9%を上回っています(p.13_図14)。地域の主な経路の特徴によると、若年層にあたる男性20-39歳無職同居のかたの自殺者数は3位となっており、自殺の危険経路としてはひきこもりが含まれています(p.15_表1)。

自殺を減らすための対策として、学校でのいじめ対策を求めている成人が5割を超えています(p.20_図21)。いじめ対策の充実を図るとともに、子どもたちが悩んだ時に自ら相談できるよう、相談体制の整備や、相談窓口の周知、SOSの出し方について学ぶ機会が必要です。

また、若年層のひきこもりに関して、早期の介入と家族を含めた支援が必要です。

課題(2) 中高年層

中高年層では、家庭・職場の両方で重要な位置を占め、心理・社会的にも負担を抱えることが多い世代です。家庭・職場での中核を担う世代の心の健康問題は、社会にも大きな影響を与えられ、また職場の環境問題は個人の力では限界があることから、対策が必要です。

自殺者の年齢別構成割合における、40歳代・50歳代の割合は国・県より低いですが(p.8_図5)、健康実態調査による、「ここ一年間、少しでも自殺を考えたことがありますか」の設問に対して、50歳代男性は18.2%、40歳代女性では16.2%のかたが「はい」と答えています(p.19_表2)。また、自殺を考えた原因として、特に男性で仕事が51.7%と半数を占めています(p.20_図20)。

働き盛りの中高年層への対策として、職域等を含めた自殺対策を地域全体で推進していくよう、行政・民間等との連携、協働の仕組みづくりを構築していく必要があります。

課題（3）高齢層

高齢期は、老化による身体機能の低下や、慢性疾患による身体的苦痛など、身体面での不調が顕著に現れます。また、将来への不安や社会での役割の喪失感、近親者の喪失体験などを経験する時期となり、身体的・精神的負担が大きい時期となります。

本市の自殺者の年齢別構成割合では、60歳代以上は39.6%を占めています(p. 8_図5)。また、自殺者の主な特徴として、自殺者数の1位と2位が60歳以上で無職の男性となっています(p. 15_表1)。高齢化の影響も考えられますが、原因・動機別割合における健康問題は76.7%となっています(p. 13_図14)。

高齢者の自殺を防ぐためには、包括的な高齢者支援の充実を図るとともに、地域における関係者や関係機関との相互の連携を強化し、高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で生活できるようにすることが必要です。

課題（4）女性

本市における自殺の男女別割合は、女性が37.2%であり、男性よりも低いものの、国や県と比較すると女性の割合が高くなっています(p. 6_図2)。また、ここ1年間、少しでも自殺を考えたことがあるかたの52%が、人間関係を原因として挙げています(p. 20_図20)。本市は自殺未遂歴を有する者が25.6%と国や県より高く、性別内訳では女性の割合が33.3%と高くなっています(p. 12_図12)。自殺未遂者が再度の自殺を企図する可能性は高く、対策が必要です。

仕事・妊娠・育児・介護など、様々なライフイベントの中でのホルモンバランスや生活リズムの変化等により、身体的・精神的負担が考えられます。また、女性の社会進出は進んでいるものの、非正規職員として働くかたが多く、国が不況に陥った際、経済困窮におかれやすい状況にあります。ライフステージに合わせた包括的な支援が必要です。

課題（5）ハイリスク地対策

本市は、元荒川、綾瀬川、見沼代用水などが複数あり、また宇都宮線が通っています。河川や踏切は自殺の手段として選ばれることもあります。对人的な相談支援や、自殺につながるリスクのあるうつ病の正しい知識の普及等と併せて、鉄道会社等との連携による対策が必要です。

課題（6）感染症等の影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、環境の変化や自殺の要因となりうる問題の悪化によるストレスなどから心の健康を抱えるなど、自殺の危険性が高まるリスクが考えられます。

これらの要因による自殺に至るのを防ぐためには、精神保健の視点のみならず、経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めて、様々な分野の支援者や組織が密接に連携し、包括的な生きる支援を展開することが重要です。

第3章

自殺対策の基本的な考え方

第3章 自殺対策の基本的な考え方

1. 自殺対策の基本認識

国の自殺総合対策大綱では、自殺に対する基本認識が明確にされています。

本市における自殺対策については、自殺の現状と課題等を踏まえ、次に掲げる基本認識に基づいて取り組むことが重要です。

(1) 自殺は誰にでも起こり得る身近な問題である

多くの人にとって、自殺とは、自分には関係がない「個人の問題」と考えられがちですが、実際は当人のみでなく、家族や友人等、周りの人が当事者となる可能性があり、誰にでも起こり得る身近な問題であることを認識する必要があります。

(2) 自殺はその多くが追い込まれた末の死である

自殺は、病気の悩み等の健康問題のほか、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、介護・看病疲れ等の家庭問題等、様々な要因が複合的に関係しています。自殺に至る過程として、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることから、その多くが追い込まれた末の死であるということを認識する必要があります。

(3) 自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題である

世界保健機構(WHO)が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」と明言しているように、自殺は社会的な取組により、防ぐことができる死であるということが、世界の共通認識になっています。自殺の背景や原因となる様々な要因に対する社会の適切な介入や自殺に至る前のうつ病等の精神疾患については、専門家への相談や適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるということを認識する必要があります。

(4) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良、自殺をほのめかす言動等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。自殺の危険を示すサインに気づき、自殺予防につなげていくことが必要です。

2. 基本理念

蓮田市では、国の自殺総合対策大綱における基本理念の
「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」
を目指します。

3. 基本方針

基本理念の実現をめざすため、自殺に対する基本認識を踏まえ、国の自殺総合対策大綱により示された6つの基本方針に沿った、総合的な自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援

個人においても地域においても、自殺に対する保護要因となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を、自殺のリスク要因となる失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まるとされています。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させるよう、自殺対策を生きることの包括的な支援として推進していくことが重要です。自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開することが必要です。

(2) 関連分野の有機的な連携の強化

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活できるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む様々な分野の施策を総合的に推進していくことが必要です。

自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等に対し、様々な関係者や組織等が緊密に連携し、包括的な取組を実施していくことが重要です。さらに関連の分野においても、現場の実践的な活動を通じた連携の取組が展開されていることから、連携の効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関との連携を深め、地域全体で支援を行う「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、誰もが自殺に追い込まれることのない社会を構築する「社会制度のレベル」等、対応の段階に応じたレベルごとの対策を強力に、かつ効果的に連動させ、社会全体の自殺リスクを低下させるための自殺対策を推進します。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校では今後、児童・生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が周囲の人には理解されにくい現状があります。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

市民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につながるとともに、専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の取組を推進します。

(5) 関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市をはじめ、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、このことを改めて認識して自殺対策に取り組みます。

4. SDGs 実現の視点

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、令和12年を年限とする国際目標です。

平成27年の国連サミットで採択され、国においても「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」やアクションプランが策定されるなど、積極的に取組が進められています。

本市の最上位計画である蓮田市第5次総合振興計画(改定版)においてもSDGsとの関連を示して、各事業の推進を図っています。

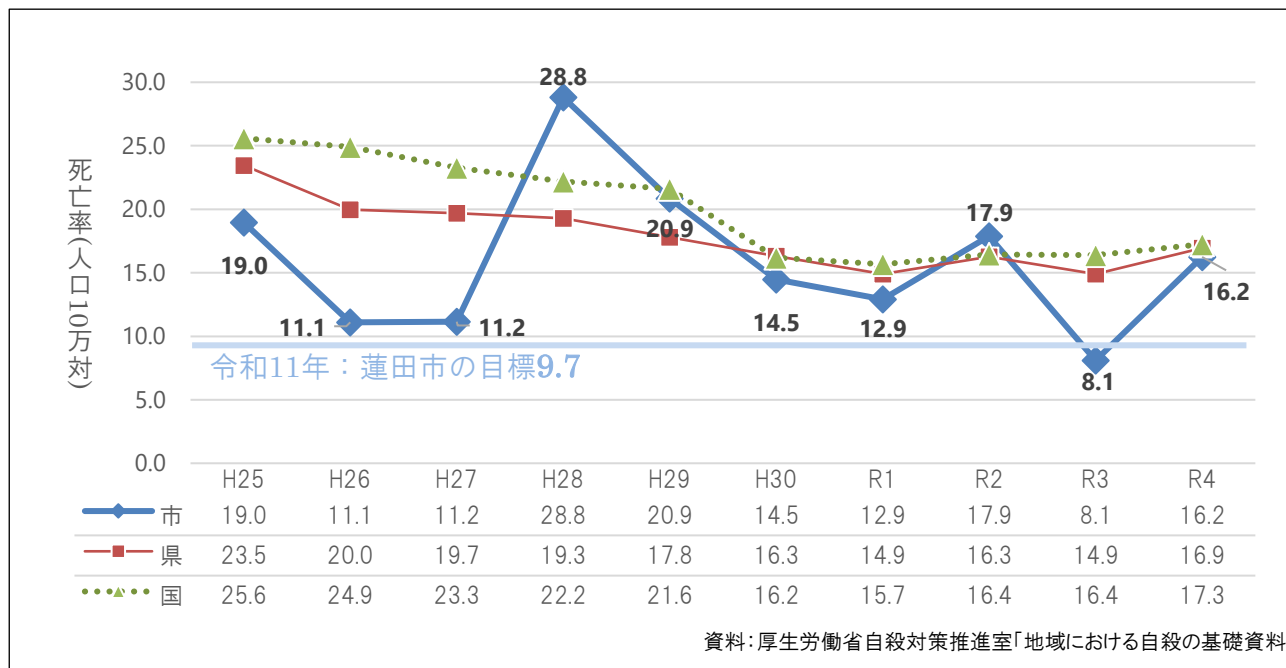
本計画における基本目標や施策においても、SDGsの17のゴールやターゲットに関連しつつ、経済・社会・環境を調和させながら「誰一人取り残さない社会」をめざすものです。



5. 計画の数値目標

本市の自殺者数と人口10万人当たりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率は、平成28年以降は減少傾向となっていました。現在は、令和3年に大きな減少がみられた後、令和4年は増加し16.2となっています。

■図 26 自殺死亡率の推移



国の自殺総合対策大綱における国の数値目標は、令和8年までに(令和7年の)厚生労働省「人口動態統計」に基づく自殺死亡率を平成27年の18.5と比べて、30%以上減少させる(13.0以下にする)ことを目標としています。また、県では第8次地域保健医療計画の期間内に達成すべき中間目標として、令和8年までに自殺死亡率を平成27年比30%減となる12.6以下を目標としています。

そうした国や県の目標を踏まえつつ、本市では、計画期間内に達成すべき目標として、計画最終年である令和11年までに自殺死亡率を平成25年から27年の自殺死亡率の平均13.8と比べて、30%減となる9.7以下を数値目標とし、誰も自殺に追い込まれることのない、一人ひとりが「命」を大切に、地域全体で「生き心地の良い社会」の実現を目指します。

■蓮田市の数値目標

蓮田市自殺対策計画 令和元～令和5年度		本計画(第2期) 令和6～令和11年度
基準年	平成27年	令和8年～令和10年
自殺死亡率	13.8	9.7
対27年比	100.0%	70.0%

※自殺死亡率は厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」を基に算出しています。

※平成27年の自殺死亡率について、平成25～27年の平均としました。

(参考) 国・埼玉県の数値目標

■国の数値目標

■国の数値目標		国の自殺総合対策大綱 平成29～令和4年度、令和4～令和9年度	
基準年	平成27年		令和7年
自殺死亡率	18.5		13.0
対27年比	100%		70.0%

※自殺死亡率は、厚生労働省「人口動態統計」を基に算出しています。

■埼玉県の数値目標

■埼玉県の数値目標		埼玉県自殺対策計画 平成30～令和2年度	第2次計画 令和3～令和5年度	第3次計画 令和6～令和11年度
基準年	平成27年	平成31年	令和5年	令和7年
自殺死亡率	18.0	15.6	15.2	12.6
対27年比	100%	86.7%	84.4%	70.0%

※自殺死亡率は、厚生労働省「人口動態統計」を基に算出しています。

6. 施策の体系

本市の自殺対策は、6つの「基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた、4つの「重点施策」で構成します。

I 基本施策

国の自殺総合対策大綱に基づいて、地域で自殺対策を推進するに当たり、欠かすことのできない基盤的な取組として定めます。

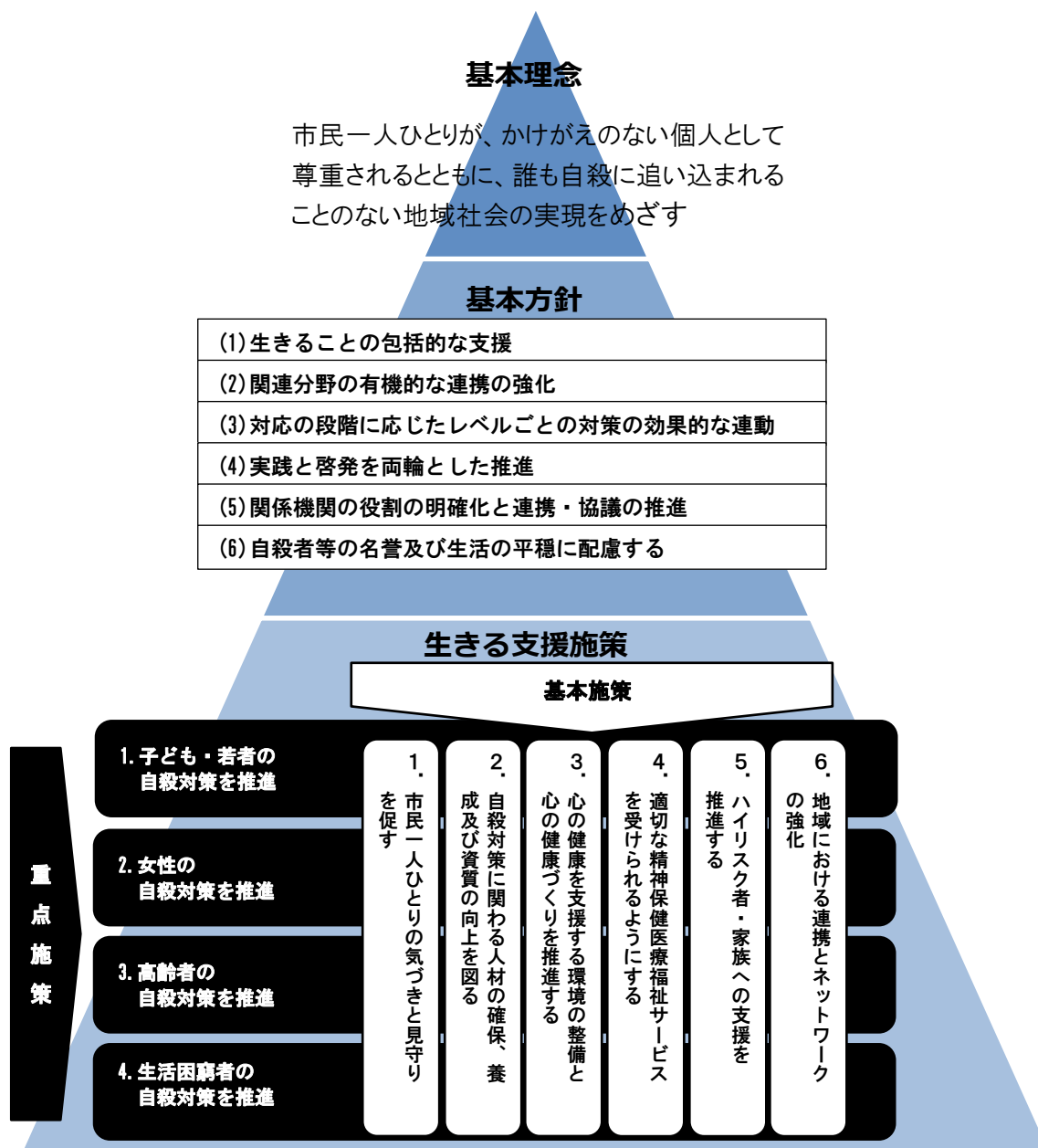
1. 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す
2. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
3. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
4. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
5. ハイリスク者・家族への支援を推進する
6. 地域における連携とネットワークの強化

II 重点施策

本市における自殺のハイリスク群である「子ども・若者」「女性」「高齢者」「生活困窮者」に焦点を絞った取組を重点施策として取り組んでまいります。

1. 子ども・若者への対策
2. 女性への対策
3. 高齢者への対策
4. 生活困窮者への対策

■図 27 体系図



■ 体系

I 基本施策 一国の大綱に基づく5つの施策

<p>1. 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p>	<p>(1) リーフレット・相談窓口案内の作成と周知 (2) 市民向け講演会・イベント等の開催 (3) メディアを活用した啓発活動の実施</p>
<p>2. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p>	<p>(1) 様々な職種を対象とする研修の実施 (2) 一般市民を対象とする研修の実施 (3) 学校教育に関わる人材の育成</p>
<p>3. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p>	<p>(1) 児童・生徒や家族に対する相談体制の充実と心の健康 (2) 若年層の心の健康を支援する環境の整備 (3) 自殺対策に資する居場所づくりの推進 (4) 支援者への支援 (5) 災害や感染症により増大する不安への対応</p>
<p>4. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p>	<p>(1) うつ病が疑われる症状の早期発見 (2) 相談体制の整備</p>
<p>5. ハイリスク者・家族への支援を推進する</p>	<p>(1) 自殺未遂者への支援 (2) 遺された人への支援 (3) 自殺リスクを抱える可能性のあるかたへの支援</p>
<p>6. 地域における連携とネットワークの強化</p>	<p>(1) 地域におけるネットワークの強化 (2) 勤務問題による自殺リスクの軽減に向けた相談体制の強化 (3) 市内事業所や労働者、家族に対する心身の健康づくりの普及啓発 (4) 勤務問題に関わる効果的な自殺対策の取組の検討</p>

Ⅱ 重点施策 ー現状・課題から捉えた4つの施策

1. 子ども・若者への対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 若者の抱えやすい課題に着目した児童・生徒・学生などへの支援の充実 (2) 経済的困難を抱える子どもなどへの支援の充実 (3) 関係機関などと連携した子ども・若者への支援の充実 (4) ICT※¹を活用した若者へのアウトリーチの強化 (5) 社会全体で子ども・若者の自殺のリスクを減らす取組 (6) SOSの出し方に関する教育の実施
2. 女性への対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 妊産婦への支援の充実 (2) 困難な問題を抱える女性への支援
3. 高齢者への対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者が安心して生活するための支援と連携体制の充実 (2) 高齢者支援に携わる人材の養成 (3) 高齢者の健康づくり社会参加及び居場所づくりの促進
4. 生活困窮者への対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮者自立相談支援事業との連動 (2) 生活困窮者に対する生きる支援の推進と連携の強化

※¹ ICTとはInformation and Communication Technology(情報通信技術)の略で、通信技術を活用したコミュニケーションをさします。また、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスの総称です。

第4章

具体的な取組

第4章 具体的な取組

I 基本施策

自殺対策の基本的な考え方を踏まえて、以下を基本施策とします。

1. 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す	(1)リーフレット・相談窓口案内の作成と周知 (2)市民向け講演会・イベント等の開催 (3)メディアを活用した啓発活動
2. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	(1)様々な職種を対象とする研修の実施 (2)一般市民を対象とする研修の実施 (3)学校教育に関わる人材の育成
3. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	(1)児童・生徒や家族に対する相談体制の充実と心の健康 (2)若年層の心の健康を支援する環境の整備 (3)自殺対策に資する居場所づくりの推進 (4)支援者への支援 (5)大規模災害や感染症により増大している不安への対応
4. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	(1)うつ病が疑われる症状の早期発見 (2)相談体制の整備
5. ハイリスク者・家族への支援を推進する	(1)自殺未遂者への支援 (2)遺された人への支援 (3)自殺リスクを抱える可能性のあるかたへの支援
6. 地域における連携とネットワークの強化	(1)地域におけるネットワークの強化 (2)勤務問題による自殺リスクの軽減に向けた相談体制の強化 (3)市内事業所や労働者、家族に対する心身の健康づくりの普及啓発 (4)勤務問題に関わる効果的な自殺対策の取組の検討

1. 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景は、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあり、理解されにくい状況があります。自殺に至った背景への理解を深めるとともに、地域全体で自殺を予防していくという意識の醸成を図ることが必要です。

また、命の危機や心の悩み等がある時に、適切な支援先につながっていくよう、広く市民に対して相談窓口等の自殺対策についての情報を発信し、周知活動を実施していきます。

(1) リーフレット・相談窓口案内の作成と周知

様々な機会を捉えて、心の健康や自殺予防に関する知識の普及に努めるとともに、各種相談窓口一覧等のリーフレット・チラシを配布し、周知と啓発を推進します。

第4章 具体的な取組

No.	内容	担当課
1	若者に対し、各種相談窓口等の情報発信ができるよう、近隣高校や大学との連携を図ります。	商工課
2	若者に対し、各種相談窓口等の情報発信ができるよう、大学との連携を図ります。	政策調整課
3	男女共同参画社会づくりを推進する意識啓発事業として、蓮田市男女共生情報誌「ばすてる」の発行や男女共同参画セミナー等を開催します。	庶務課
4	広報への関係記事の掲載、関係冊子や啓発品の配布等による啓発を行います。	庶務課 社会教育課
5	出前健康相談において、自殺対策に関する相談窓口等の周知をしていきます。	健康増進課
6	健康福祉まつりやがん検診等において、自殺対策やメンタルヘルスに関する情報を発信します。	健康増進課
7	自殺予防啓発街頭キャンペーンを実施し、相談機関の周知、地域における見守り体制を強化します。	健康増進課
8	自殺予防ゲートキーパー養成講座を開催し、相談機関の周知、地域における見守り体制を強化します。	健康増進課
9	子育て情報誌やはすびい子育てナビ、母子愛育会LINEサービスなどを通じて、子育てに関するサービスや子育て支援団体の情報等の周知を図ります。	子ども支援課
10	イベント等の情報誌や生涯学習団体情報誌等による情報提供を行い、生涯学習の推進と社会参加を促進します。	社会教育課
11	各種相談窓口等を掲載したリーフレットを成人式において配布します。	社会教育課
12	図書館において、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ、特設コーナーを設置し、ポスター、リーフレット等において、周知啓発を図ります。	社会教育課
13	防災訓練・救急講習等において、相談窓口等のリーフレット等を配布し、広く自殺予防対策の周知を図ります。	消防課
14	ケアラー・ヤングケアラーに関する情報提供、相談窓口の周知を行います。	福祉課 子ども支援課
15	性的マイノリティへの支援として、パンフレットの配布や、相談窓口の周知を行います。	庶務課

(2) 市民向け講演会・イベント等の開催

自殺対策に関する理解を広げるため、様々なテーマを取り上げた講演会やイベント等を開催します。

No.	内容	担当課
1	人権について、市民が正しい理解と認識を深めるため、各種研修会、講演会等を開催し、人権啓発活動を展開するとともに、障がい者等の人権問題への理解を促進します。広報への関係記事の掲載、チラシなどの配架を行います。	庶務課 社会教育課

2	消費生活相談員が講師となり、市内の自治会やサロンなどからの要望により、希望の場所へ出向いて消費生活に関する講座等を実施します。	商工課
3	心の健康講座において、メンタルヘルスに関するテーマで講座を行うとともに、自殺対策についても広く周知します。	健康増進課
4	公民館等を利用して、福祉教育に関する講演会や各種講座を実施し、福祉意識の向上を図ります。	社会教育課
5	人材バンク登録者を講師とした様々な分野の講座を開催し、生涯学習の推進と社会参加を促進します。	社会教育課
6	地域福祉の集いを開催して、市民同士が関わりあう地域福祉活動への参加を促し、自発的な地域福祉活動への参加や市民相互の連携の契機としていきます。	蓮田市社会福祉協議会

(3) メディアを活用した啓発活動の実施

自殺対策に関する理解を広げるために、広報紙等のメディアを活用した啓発活動を図ります。また、インターネットを利用し、自殺予防に関する正しい知識や相談窓口情報等の普及を図ります。

No.	内容	担当課
1	自殺対策強化月間(3月)や自殺予防週間(9月)等に合わせて、広報やホームページ等を活用し、自殺対策等についての情報発信を行います。	広報広聴課 健康増進課
2	人権について、市民が正しい理解と認識を深め、障がい者等の人権問題への理解を促進するため、広報への関係記事の掲載、チラシなどの配架を行います。	庶務課 社会教育課

2. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺に関する知識を習得し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応や関係機関との連携を図ることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成に努めます。

また、自殺の要因は多岐にわたることから、市のみでなく、関係機関や民間団体とも協働し、地域や学校、職場等、様々な場所において、自殺を予防するための人材の育成を図るよう推進していきます。

(1) 様々な職種を対象とする研修の実施

市職員をはじめ、様々な職種を対象にしたゲートキーパー養成講座を実施し、地域全体で見守り支援ができるよう推進していきます。

No.	内容	担当課
1	様々な職種や地域ボランティア等を対象に、ゲートキーパー養成講座を実施します。	健康増進課

2	保健師が新任期から、研修やケース検討会議において、自殺対策の視点を学び、地域住民の支援にあたることができるよう教育体制の整備に努めます。	健康増進課
3	ファミリー・サポート・センター協力会員や緊急サポートセンターサポート会員、訪問支援員、母子愛育会推進員など、子育て家庭を訪問する機会のある支援者にゲートキーパー養成講座等への参加勧奨を行います。	子ども支援課
4	各種研修会などを通じて、保育士、学童保育所指導員の資質の向上に努めます。また、ゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	保育課
5	スクールカウンセラー、教育相談員等へ、ゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	学校教育課

(2) 一般市民を対象とする研修の実施

地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア等を対象に自殺対策に関する研修等を実施し、地域全体で見守り支援ができるよう推進していきます。

No.	内容	担当課
1	自治会、コミュニティづくり推進協議会、NPO等の活動の活性化を図ることで、支えあいや助けあいなど地域の見守りの力を広げます。コミュニティづくり推進協議会のイベントでチラシを配布する等、啓発を行います。また、会長や役員、リーダーの役割のかたに「ゲートキーパー養成講座」の受講を勧奨します。身近な地域で自殺予防を意識できるかたを増やし、早期発見・早期対応につなげていきます。	自治振興課
2	健康づくり推進員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	健康増進課
3	さまざまな団体やボランティア等の活動の際に、ゲートキーパー養成講座等の開催や自殺対策についての周知を図ります。	健康増進課

(3) 学校教育に関わる人材の育成

教育委員会と連携し、小中学校や教職員等に対して、自殺対策への理解を促進するための情報提供を行い、子どもたちへの支援を強化します。

No.	内容	担当課
1	教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供し、自殺問題に対する認識を高めるとともに、指導・相談の充実を図ることにより、自殺を防ぐ体制を強化します。SOSのサインをよりの確に把握できるよう、学級運営を充実させます。	学校教育課

3. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺対策は「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことにより、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。

そこで、本市においても「生きることの促進要因」として、自殺対策に関連する様々な分野の取組について、幅広く推進していきます。

(1) 児童・生徒や家族に対する相談体制の充実と心の健康

小中学校の教職員、スクールカウンセラー等の関係機関を中心とした教育相談体制の充実を図ります。

No.	内容	担当課
1	児童・生徒の立哨指導を通して、子どもたちの変化に気づき、必要に応じて適切な関係機関につなげていきます。	学校教育課
2	心のホット相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや学校生活の悩み等の相談に対し、問題解決に向けて対応します。児童・生徒に寄り添う教育相談体制を構築し、心の教育の効果的な推進、児童・生徒の望ましい成長と自己実現への支援を行います。	学校教育課
3	特別支援学級や通級指導教室の充実を図り、個々に応じた指導や相談体制を強化します。就学支援事業を通じて、就学に不安を抱える家庭を支えます。	学校教育課
4	親子同士の交流の場や相談窓口として、蓮田駅西口行政センター内子育てサポートコーナープレックス・キッズをはじめ、各地域の地域子育て支援拠点施設の拡充を図ります。	子ども支援課

(2) 若年層の心の健康を支援する環境の整備

若年層が抱える様々な問題(就労、人間関係、ひきこもり、生活困窮等)に対し、相談窓口の周知や関係機関の連携を推進します。

No.	内容	担当課
1	市ホームページにおいて、ひきこもりに関する相談窓口等を掲載し、必要な人が相談につながりやすい環境整備に努めます。	健康増進課
2	子供講座や市民大学などの講座において、大学等との連携を図り、生涯学習の推進と社会参加を促進します。	社会教育課

(3) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

生きづらさを抱えた人や孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、地域とつながり、適切な支援を受けられるよう、様々な世代に向けた交流の場の提供や居場所づくりの取組を推進していきます。

No.	内容	担当課
1	埼玉北地区地域自立支援協議会では、地域活動支援センターを設置し、相談ができる居場所づくりを推進します。委託相談事業所や基幹相談支援センターと連携し、相談支援事業の充実に努めます。	福祉課
2	民間企業等に地域子育て支援拠点事業を委託し、地域の子育てをサポートできる体制を構築します。	保育課
3	保育園等において、通常保育に加えて、一時預かり事業及び保育時間の延長を実施することにより、保護者の育児負担の軽減を図り、社会とつながりを持てる時間を確保します。	保育課
4	家庭保育室に保育委託することにより、保護者が安心して労働等に専念できる環境を構築します。	保育課
5	簡易児童遊園地について、設置場所の見直し等を行い、子育て中の親同士の交流が図れるよう支援します。	みどり環境課
6	障がい者の作業訓練や社会適応訓練の場を提供し、社会参加の促進を図るとともに、地域での生活を支援します。	福祉課
7	子育て世帯の集まりに対して、子育てに関する講座を実施するとともに、情報交換の場となるよう活動を支援します。 子育て世帯の集まりの育成支援を行い、子育ての孤立化防止につなげます。	子ども支援課
8	子育てサークルに対して、子育てに関する講座を実施するとともに、情報交換の場となるよう活動を支援します。子育てサークルの育成支援を行い、子育ての孤立化防止につなげます。子育てサークル活動の活性化を図るため、サークル指導者を育成するための研修会を実施します。	社会教育課 保育課
9	子育ての相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業や緊急サポート事業、子育て世帯訪問支援事業を推進することで、子育ての孤立化の防止、子育て負担の軽減を図ります。	子ども支援課
10	保護者同士が交流を図ることができるよう、家庭教育支援チームの活動を支援します。	子ども支援課
11	地域子育て支援センターにおいて、親子が集い交流できる場を提供し、子育ての孤立化を防ぎ、自殺のリスクの軽減を図ります。	保育課
12	子育て支援センターや子育て広場と連携し、地域全体で子育てを支える環境づくりを行います。	保育課
13	保育園・児童センターのイベント等において、障がい児や高齢者等、様々な人々が地域で交流する機会を提供します。	保育課
14	保育園の園庭開放等、地域住民との交流イベントを開催します。	保育課
15	子どもたちに本に親しむ環境を提供し、子どもたちの豊かな心の育成を図ります。様々な世代に対応した読書環境の充実に努めます。	社会教育課

16	親子で参加できるイベントの開催や子ども会などの地域活動を支援し、交流機会の充実を図ることで、地域で孤立せずに子育てできる環境づくりに努めます。	社会教育課
17	スポーツイベントやスポーツ教室などを開催することにより、スポーツの振興や社会参加の機会をつくります。	文化スポーツ課
18	自宅や学校などに居場所のない子ども・若者が居心地の良いサードプレイスを選択できるように、官民連携で子ども・若者の居場所づくりを推進します。	子ども支援課

(4) 支援者への支援

悩みを抱える人だけでなく、悩みを抱える人を支える家族や地域の支援者に対して、集いの場等の情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な支援につながるよう推進します。

No.	内容	担当課
1	職員とその家族を対象に、メンタルヘルス面接相談・電話相談・メール相談、医療機関の紹介、ストレスチェックを行い、健康に働くための職場づくりに努めます。	秘書課
2	失語症をもつ人が言語訓練や仲間との交流を図るとともに、家族同士の情報交換の場として支援していきます。	健康増進課
3	徘徊が見られる高齢者を在宅で介護している家族に対して、端末機器を貸出し、家族の介護負担の軽減を図ります。	長寿支援課
4	養護老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等から問題状況等の把握に努め、必要な支援先につなぎます。	長寿支援課
5	要介護認定の手続きで、介護に関する相談を受け、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、生きることの包括的支援につなぎます。	長寿支援課
6	認知症の人を介護する家族のつどいを開催し、介護者が悩みを相談しあい、情報交換・情報共有を行うことにより、家族同士の相互の支え合いを推進します。	在宅医療介護課

(5) 災害や感染症により増大する不安への対応

災害が起きた場合の被災者や、避難所における感染症の発生は、様々なストレス要因を抱えることとなるため、各種の生活上の衛生環境を可能な限り改善し、不安や悩みに対する相談を実施します。

No.	内容	担当課
1	災害時の対応について、安全な避難所の設営をすることにより、不安への対応をしていきます。	危機管理課

4. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにします。また、精神科医療につながった後も、その人

が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応していきます。

(1) うつ病が疑われる症状の早期発見

うつ病が疑われる症状の早期発見に努めるとともに、医療機関等の適切な機関につなぐよう、支援体制を強化していきます。

No.	内容	担当課
1	うつ病自己チェックを掲載したリーフレットの窓口への配架等により、うつ病についての症状や早期に医療受診することの重要性について、広く周知していきます。	健康増進課
2	妊産婦・新生児訪問時において、産後うつ病のリスク判定に役立つ EPDS(エジンバラ産後うつ病質問紙票)を活用し、うつ傾向がみられるかたを相談支援につなぎます。	子ども支援課

(2) 相談体制の整備

悩みや不安を抱える人からの相談に応じることができる、相談体制の構築を図ります。適切な支援を迅速に受けられるよう、市の相談支援体制を強化していきます。

No.	内容	担当課
1	弁護士による法律相談を実施し、法的な事柄に関して悩み事を抱えるかたに対するアドバイスを行います。	広報広聴課
2	消費生活相談員による消費生活や多重債務に関する相談を実施します。アドバイザー弁護士による専門相談会を実施します。	商工課
3	こども家庭センターを設置し、妊娠から出産、子育てに切れ目なく伴走することで虐待等の予防と迅速な対応を行います。	子ども支援課
4	伴走型相談支援として、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後、保健師等が面談を行い、必要に応じて適切な相談窓口等につなぎます。	子ども支援課
5	両親学級等において、妊娠出産子育てに関する知識の普及を図るとともに、妊娠期からの仲間づくりを推奨し、子育ての孤立化を防ぎます。また、支援が必要な場合は、地区担当保健師等が継続的に関わります。	子ども支援課
6	市内3か所に地域包括支援センターを設置し、高齢者の身近な相談に対応します。	在宅医療介護課
7	総合相談窓口を設置し、包括的に相談を受け止め、適切な部署につなぎます。必要に応じて関係課とともにそれぞれの役割分担を調整し、課題解決に向けて必要な支援を行います。	福祉課

5. ハイリスク者・家族への支援を推進する

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化します。地域において、かかりつけの医師等がうつ病と診断した人や救急医療機関に搬送された自殺未遂者について、生活上の課題等の確認し、精神科医療につなげるための相談支援体制及び様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制づくりを行っていきます。

また、自殺により遺された人等に対し、必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、支援を充実させていきます。

(1) 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は、失業や倒産、多重債務等の社会的な要因や健康問題などが継続していることが多いため、医療機関や関係機関等が連携・協力して包括的に支援する体制を整備します。

No.	内容	担当課
1	自殺念慮 ^{※2} や自殺未遂の相談に対し、庁内関係課や関係機関と連携して支援していきます。	健康増進課
2	自殺未遂者の早期支援介入や連携の方法、相談窓口の周知方法等について、医療、救急、警察、行政等の関係機関と情報交換を行い、実施可能な取組について検討します。	健康増進課
3	救急活動等において把握した自殺未遂者等に対しては、適切な相談窓口を周知するとともに、関係機関で連携を図ります。	消防課

(2) 遺された人への支援

自殺者の親族や周囲の人々は深い悲しみに見舞われます。遺族等が必要に応じて支援情報を迅速に得ることができるよう、情報提供の充実を図ります。

No.	内容	担当課
1	埼玉県が作成したリーフレット等を健康増進課窓口等に配架し、自死遺族のかたへの情報周知に努めます。	健康増進課

(3) 自殺リスクを抱える可能性があるかたへの支援

自殺リスクを抱える可能性のあるかたに対しては、行政手続きや相談等を通じて、本人や家族等の状況把握に努めるとともに、必要に応じて適切な相談機関や支援先につないでいきます。

² 自殺念慮とは、自殺の具体的な方法を考えている、もしくは準備を始めた、または準備が完了している状態をいいます。自殺を想像する、自殺について真剣に考える、自殺を計画すること。

No.	内容	担当課
1	消費者被害や高齢者虐待などの権利擁護に関する相談を通じて、自殺のリスクの軽減に努めます。	在宅医療介護課
2	居宅介護やショートステイ等の障がい福祉サービスを通じて、障がいをもつかたの生活の支援を行うとともに、利用者や家族からの相談に応じます。	福祉課
3	障がい者が自立した日常生活等を営むことができるよう、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一時支援事業等を実施します。	福祉課
4	作業所を運営する事業者と連携を図り、利用者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談機関へつなぎます。	福祉課
5	障がい者の一般就労機会の拡大を図るとともに、障がい者が安心して働き続けられるよう、就労と生活の支援を総合的に実施します。蓮田市障がい就労支援センターにおいて、職業相談、就職準備支援、職場実習支援、職場定着支援等を行い、障がい者の自立と社会参加を図り、利用者の状況把握に努め、就労以外の問題に対しては、必要に応じて他の相談機関へつなぎます。	福祉課
6	精神疾患などの受診者の通院医療費における負担軽減を図るため、国や県と連携して自立支援医療制度の周知に努めます。在宅サービス及び施設サービスにおける介護給付事業に際して、障がいのあるかたへの支援体制の充実を図るとともに、対象者の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	福祉課
7	健康相談や栄養相談で健康や疾病についての相談支援を行う際には、相談者の状況把握に努め、必要に応じて地区担当保健師や他の相談窓口につなぎます。	健康増進課
8	健康相談やフレイル予防についての相談支援を行う際には、相談者の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	在宅医療介護課
9	精神保健福祉士及び保健師による心の健康に関する相談を実施し、心の問題を抱える人を支援します。	健康増進課
10	早期発見、早期治療の推進を図るため、がん検診の受診勧奨を行うとともに、がん患者が抱える様々な悩みに対し、必要に応じて、がん相談支援センター等の専門相談につなぎ、併せて、精神的なケアが受けられるように支援します。	健康増進課
11	がんの治療に伴う外見の変化を補うためのアピアランスケア用品購入に要する費用の一部を助成することにより、がん患者の精神的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、社会生活を支援します。	健康増進課
12	統合失調症やうつ病等の精神疾患をもつかたに対し、必要に応じて地区担当保健師等による支援を実施し、自殺予防を図ります。	健康増進課
13	統合失調症やうつ病等の精神障がいを抱えるかたとその家族の相談に対し、関係機関と連携し適切な支援に努めます。	健康増進課
14	発達支援センターを開設し、運動やことば、コミュニケーションなどの障がい気になる子どもやその家族に対する相談体制を強化することにより、保護者の負担の軽減を図ります。	学校教育課

15	子育ての相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業や緊急サポート事業、子育て世帯訪問支援事業を推進することで、子育ての孤立化の防止、子育て負担の軽減を図ります。	子ども支援課
16	子どもの発達相談等について様々な悩みに対し支援を行うとともに、必要に応じて親子教室や心身障害児通園施設さくら園などにつながります。	子ども支援課
17	児童扶養手当の申請、現況届受付やひとり親家庭等医療費の申請において、対象者の状態把握に努め、必要に応じて相談機関につながります。	子ども支援課
18	新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業等で訪問し、家庭の状況把握に努めるとともに、必要に応じて適切な支援へつながります。	子ども支援課
19	乳幼児健診や相談において、来所者の状況把握に努め、保護者の負担や不安感の軽減に努めます。乳幼児健診において、医療受診や継続相談が必要な場合は、関係機関等と連携して支援に努めます。	子ども支援課
20	母子保健推進員による母子愛育会会員への電話支援を実施し、地域における子育て支援を実施します。支援が必要な場合は、地区担当保健師が継続支援を実施します。	子ども支援課
21	両親学級等において、妊娠出産子育てに関する知識の普及を図るとともに、妊娠期からの仲間づくりを推奨し、子育ての孤立化を防ぎます。また、支援が必要な場合は、地区担当保健師等が継続的に関わります。	子ども支援課
22	保育課の職員が、生活上の様々な問題を抱えている保護者の状況把握に努め、必要に応じて適切な関係機関につながります。	保育課
23	あんしんサポートねっと事業(日常的金銭管理事業)を通じて、判断に不安のある高齢者や障がい者が安心して日常生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行います。	蓮田市社会福祉協議会
24	徘徊が見られる高齢者を在宅で介護している家族に対して、端末機器を貸出し、家族の介護負担の軽減を図ります。	長寿支援課
25	様々な窓口を訪れた自殺ハイリスク者に対し、支援相談窓口の情報が伝わるよう、庁内関係課や関係機関と連携していきます。	健康増進課
26	犯罪被害者への支援について、蓮田市犯罪被害者等支援条例に基づく支援を行います。	危機管理課

6. 地域における連携とネットワークの強化

自殺の多くは、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因が複合的に関係し、追い込まれた末の死です。自殺を防ぐためには、地域社会全体で、それぞれの人・機関が役割分担して対策を推進していくことが必要です。行政だけでなく、関係機関、民間団体、学校、企業、さらに市民も含めて、包括的に取組を推進していくよう、相互の連携強化を一層進めていきます。

第4章 具体的な取組

(1) 地域におけるネットワークの強化

本市の庁内各部署や既存の各種連絡会議、関係機関、民間団体と連携して、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。また、各種計画において、自殺対策との連動を図っていきます。

No.	内容	担当課
1	「第3期蓮田市地域福祉計画」に盛り込んだ自殺対策についての事業を実施していきます。	福祉課
2	民生委員・児童委員による地域の見守りを実施するとともに、様々な相談を受け、必要に応じて関係機関につながります。	福祉課
3	健康づくり推進協議会において、自殺対策の視点を踏まえた健康づくり事業の協議を行います。	健康増進課
4	自殺予防対策庁内連携会議を開催し、全庁的に自殺対策を推進していきます。	健康増進課
5	医療、救急、教育、警察などの地域の関係機関と連携して、ハイリスク者の早期支援の検討や相談窓口の啓発等を行っていきます。	健康増進課
6	「健康はすだ21(第3次)」の取組の方向性「休養・睡眠」において自殺対策と連動した施策を盛り込みます。	健康増進課
7	蓮田市自殺対策計画(第2期)に基づき、関係各課、関係機関と連携し、自殺対策事業を実施します。	健康増進課
8	こども計画と連動し、子どもや若者、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ります。	子ども支援課
9	市内の社会福祉法人、医療保健福祉の関係者、ボランティア団体、学校等との情報交換会議や意見交換会等を通じて、地域における福祉教育や福祉ネットワークの構築を図ります。	蓮田市社会福祉協議会
10	精神保健福祉関係者連絡会を開催し、庁内関係課や関係機関との連携を図るとともに、自殺対策を推進していきます。	健康増進課

(2) 勤務問題による自殺リスクの軽減に向けた相談体制の強化

長時間労働等の様々な勤務問題に対し、労働者や経営者を対象とした各種相談窓口について、関係機関との連携を図りながら、周知方法等を検討していきます。

No.	内容	担当課
1	教育訓練講座を受講した母子家庭の母または父子家庭の父に対し、教育訓練給付金を支給し、就労支援を行います。看護師等の養成機関を修業した母子家庭の母または父子家庭の父に対し、高等職業訓練促進給付金を支給し、就労支援を行います。	子ども支援課
2	ハローワーク、埼玉県、関係機関と連携し、就労支援に関する情報を市役所専用コーナーに掲示します。市役所商工課窓口においてハローワークオンライン提供を運営します。埼玉県と共催で就労支援セミナーを開催します。	商工課

(3) 市内事業所や労働者、家族に対する心身の健康づくりの普及啓発

長時間労働による心身の不調等のメンタルヘルスに関する対策について、普及啓発を図るとともに、健康診断の受診勧奨を推進します。

No.	内容	担当課
1	商工会員に対し、啓発チラシの配布等を行います。	商工課

(4) 勤務問題に関わる効果的な自殺対策の取組の検討

市内在住の勤労者の実態把握に努めるとともに、国や県の動向を踏まえて、関係機関等と情報交換を行いながら、勤務問題に対する効果的な自殺対策の取組を調査研究します。

No.	内容	担当課
1	勤務問題に関わる効果的な自殺対策の取組を検討します。	健康増進課
2	誰もが働きながら私生活も充実できる社会を目指し、仕事と子育ての両立ができる働きやすい環境づくり(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。母子健康手帳交付時等においてワーク・ライフ・バランスの支援制度の周知に努めます。	子ども支援課 庶務課

II 重点施策

1. 子ども・若者への対策

- (1) 若者の抱えやすい課題に着目した児童・生徒・学生などへの支援の充実
- (2) 経済的困難を抱える子どもなどへの支援の充実
- (3) 関係機関などと連携した子ども・若者への支援の充実
- (4) ICTを活用した若者へのアウトリーチの強化
- (5) 社会全体で子ども・若者の自殺のリスクを減らす取組
- (6) SOSの出し方に関する教育の実施

2. 女性への対策

- (1) 妊産婦への支援の充実
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援

3. 高齢者への対策

- (1) 高齢者が安心して生活するための支援と連携体制の充実
- (2) 高齢者支援に携わる人材の養成
- (3) 高齢者の健康づくり社会参加及び居場所づくりの促進

4. 生活困窮者への対策

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業との連動
- (2) 生活困窮者に対する生きる支援の推進と連携の強化

1. 子ども・若者への対策

(1) 若者の抱えやすい課題に着目した児童・生徒・学生などへの支援の充実

ライフステージ(学校の各段階)や立場(学校や社会とのつながりの有無等)ごとに置かれている状況は異なり、自殺に追い込まれている状況も異なります。それぞれの集団に置かれている状況に沿った施策を実施し、支援の充実を図ります。

No.	内容	担当課
1	心のホット相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや学校生活の悩み等の相談に対し、問題解決に向けて対応します。児童・生徒に寄り添う教育相談体制を構築し、心の教育の効果的な推進、児童・生徒の望ましい成長と自己実現への支援を行います。	学校教育課
2	児童・生徒が自他を尊重し、命の大切さについて実感できるよう、人権作文・人権標語への取組、各種人権教育研修会の開催、人権教育研究校の委嘱研究を通じて、児童・生徒の人権教育に関する意識の向上を図ります。	学校教育課
3	要保護児童対策地域協議会において、学校、児童相談所等の関係機関と連携し、虐待を受けている児童の早期発見、早期対応及び見守り等を通じて、自殺リスクの軽減を図ります。	子ども支援課
4	放課後に小学校の教室などを活用し、地域のかたが指導者やボランティアとして参加して、子どもたちとのスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行う放課後子ども教室を実施します。	社会教育課
5	小中学校の福祉教育を推進し、福祉の心の醸成を図ります。	蓮田市社会福祉協議会
6	学習の遅れた児童・生徒を対象に、退職校長及び教員を講師として定期的に補充授業を行い、学習支援を行います。	学校教育課
7	自宅や学校などに居場所のない子ども・若者が居心地の良いサードプレイスを選択できるように、官民連携で子ども・若者の居場所づくりを推進します。	子ども支援課
8	道徳授業において、携帯やスマートフォンの利用に際し、思いやりをもった使い方等を指導します。	学校教育課
9	小・中学校の児童・生徒・保護者代表が集まり、携帯やスマートフォンの利用に関する意見交換会を実施し、利用のマナーやルール等について各学校の指導にも生かします。	学校教育課
10	携帯やスマートフォンの使い方講座を開催し、児童・生徒に対し安全な使用方法を指導します。	学校教育課

(2) 経済的困難を抱える子どもなどへの支援の充実

生活困窮の問題を抱えた子どもに対し、安心して学校生活が送れるよう、経済的な支援をはじめ、学習支

援等の学業へのサポートを実施していきます。

No.	内容	担当課
1	生活困窮者等の相談に対応し、自立に向けたプラン作成等の支援を行うとともに、必要に応じ関係機関と連携し自立に向けた支援を実施します。生活困窮世帯等の中高生への学習支援により、進学や中退防止支援を行います。	福祉課
2	同一世帯から保育園等に入園している第2子以降等の保育料について軽減を図ることにより、保育料の経済的負担の軽減を図ります。また、保育園等に入園する第3子以降の0歳児から2歳児クラスの児童の保育料を無料にすることにより、多子世帯における経済的負担の軽減を図ります。	保育課
3	保育料の未納者に対して、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。経済的理由により就学が困難な方に対する入学準備金の貸付事業を実施します。	保育課

(3) 関係機関などと連携した子ども・若者への支援の充実

学校、関係機関及び地域の支援者等が連携して、子どもの自殺対策にあたることができる仕組みづくりや支援を行っていきます。

No.	内容	担当課
1	心の教育を効果的に推進できるよう児童・生徒に寄り添う教育相談体制を構築し、児童・生徒の望ましい成長、自己実現への支援を行い、心豊かな子どもを育てます。身近に相談できる人がいることを実感することにより、自殺を防ぎます。	学校教育課 庶務課
2	発達支援センターを開設し、運動やことば、コミュニケーションなどの障がい気になる子どもやその家族に対する相談体制を強化することにより、保護者の負担の軽減を図ります。	学校教育課
3	小・中学校の授業の一環として、乳幼児とのふれあい事業を実施し、子育てに関する知識を習得できる機会を提供します。	保育課 学校教育課
4	若年者の様々な心の悩みやひきこもり等の相談に対し、関係機関と連携し支援していきます。	健康増進課
5	市内小・中学校の児童・生徒等を対象に、賢い消費者になるための出前講座を実施します。	商工課
6	消費生活モニターが講師となり、市内の幼稚園及び保育園において幼児向け消費者教育を実施します。	商工課
7	青少年育成推進員連絡会と連携し、子ども・若者の地域における健全な育成を図ります。	子ども支援課

(4) ICTを活用した若者へのアウトリーチの強化

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向があるため、ICTを活用した若者へのアウトリー

子を強化していきます。

No.	内容	担当課
1	やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等へのICTを活用した学習指導を実施し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない教育を推進します。	学校教育課

(5) 社会全体で子ども・若者の自殺リスクを減らす取組

学校や地域等が連携して、子ども・若者がSOSを出したときに、それを受け止めることのできる身近な大人を地域に増やすための取組を推進していきます。

No.	内容	担当課
1	子どもたちに本に親しむ環境を提供し、子どもたちの豊かな心の育成を図ります。様々な世代に対応した読書環境の充実を図ります。	社会教育課
2	「蓮田市いじめ防止基本方針」に基づき、必要な組織を設置し、問題が生じた際は関係機関と緊密に連携強化し、実効的ないじめ防止対策に取り組めます。	庶務課
3	民生委員・児童委員による地域の見守りを実施するとともに、様々な相談を受け、必要に応じて関係機関につなぎます。	福祉課
4	学校や家庭、地域社会が抱えている課題を地域ぐるみで解決できるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティスクールを設置し、地域全体で子どもたちの健全育成を図ります。	学校教育課
5	緊急の避難場所として「子ども110番の家」の設置個所数を増やし、犯罪から子どもを守るとともに、地域全体で子どもを見守る環境づくりを進めます。	学校教育課
6	小学校や保育園等での伝統文化伝承活動やものづくり体験などにおいて、祖父母や高齢者を招待して地域での世代間交流を促進し、命の大切さについて考える機会を提供します。	学校教育課 保育課
7	地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進することにより、地域全体で児童・生徒を見守る基盤づくりを行います。	学校教育課
8	登下校時の児童・生徒の安全を確保するため、学校とスクール・ガード・リーダーを中心とした見守り活動の組織等との連携により、地域防犯体制を確立します。	学校教育課
9	こども計画と連動し、子どもや若者、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ります。	子ども支援課
10	年2回、夏休みと冬休みに子ども向け講座を実施し、子どもたちに学習の場を提供するとともに、子どもたちの健全育成の環境づくりに努めます。	社会教育課
11	交通指導員による児童・生徒の登校指導を通して、子どもたちの変化に気づき、必要に応じて適切な関係機関につなげていきます。	自治振興課

(6) SOSの出し方に関する教育の実施

児童・生徒が「かけがえのない個人」として、自己肯定感を高め、ともに尊重しあいながら生きていくことにつ

いて考え、悩みを抱えた時に、身近にいる信頼できる大人(親・教職員・地域の相談窓口等)に SOS を出すことができるようになることを目指します。

No.	内容	担当課
1	「蓮田市いじめ防止基本方針」に基づき、必要な組織を設置し、問題が生じた際は関係機関と緊密に連携強化し、実効のないいじめ防止対策に取り組みます。	庶務課
2	一人ひとりの指導を通じて、子どもが発するSOSのサインを的確に把握できるよう、関係諸機関と積極的に連携し、自殺予防につなげます。	学校教育課 子ども支援課 保育課
3	教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供し、自殺問題に対する認識を高めるとともに、指導・相談の充実を図ることにより、自殺を防ぐ体制を強化します。SOS のサインをよりの確に把握できるよう、学級運営を充実させます。	学校教育課
4	児童・生徒が情報を主体的に収集・選択・活用するとともに、悩みや不安等がある時に情報機器を活用し、適切にSOSを出せるような教育の充実に努めます。	学校教育課

2. 女性への対策

(1) 妊産婦への支援の充実

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し、支援を進めていきます。

また、産後うつ等の予防等を図る観点から、産後の健康状態や生活環境等の把握を行い、心身の不調または育児不安等を抱える者等に対する支援を強化します。妊産婦への心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制づくりを行っていきます。

No.	内容	担当課
1	こども家庭センターを設置し、妊娠から出産、子育てに切れ目なく伴走することで虐待等の予防と迅速な対応を行います。	子ども支援課
2	伴走型相談支援として、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後、保健師等が面談を行い、必要に応じて適切な相談窓口等につなぎます。	子ども支援課
3	妊産婦・新生児訪問時において、産後うつ病のリスク判定に役立つEPDS(エジンバラ産後うつ病質問紙票)を活用し、うつ傾向がみられるかたを相談支援につなぎます。	子ども支援課
4	母子愛育会活動を通じて、母と子の健康づくりを支援するとともに、地域における仲間づくりや情報交換等を通じて、子育ての孤立化を防ぎ、自殺リスクの軽減を図ります。	子ども支援課
5	新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業等で訪問し、家庭の状況把握に努めるとともに、必要に応じて適切な支援へつなぎます。	子ども支援課

6	乳幼児健診や相談において、来所者の状況把握に努め、保護者の負担や不安感の軽減に努めます。乳幼児健診において、医療受診や継続相談が必要な場合は、関係機関等と連携して支援に努めます。	子ども支援課
7	母子保健推進員による母子愛育会会員への電話支援を実施し、地域における子育て支援を実施します。支援が必要な場合は、地区担当保健師が継続支援を実施します。	子ども支援課
8	両親学級等において、妊娠出産子育てに関する知識の普及を図るとともに、妊娠期からの仲間づくりを推奨し、子育ての孤立化を防ぎます。また、支援が必要な場合は、地区担当保健師等が継続的に関わります。	子ども支援課
9	支援の必要性が高い妊産婦に対して、産科・精神科等の医療機関と連携し、きめ細かな支援を行います。	子ども支援課

(2) 困難な問題を抱える女性への支援

性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するための相談体制づくりに努めます。また、新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱えるかたや、解雇等に直面するかた等、様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援を行っていきます。

No.	内容	担当課
1	DV被害者相談等において、関係各課と連携した取組を行います。	庶務課
2	関係機関と連携し、DVに関する情報提供や相談窓口の充実を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関につながります。	庶務課 子ども支援課

3. 高齢者への対策

(1) 高齢者が安心して生活するための支援と連携体制の充実

高齢者が地域で安心して生活できるような様々な支援を実施していくとともに、包括的な支援となるよう、関係機関相互の連携を強化していきます。

No.	内容	担当課
1	民生委員・児童委員による地域の見守りを実施するとともに、様々な相談を受け、必要に応じて関係機関につながります。	福祉課
2	徘徊が見られる高齢者を在宅で介護している家族に対して、端末機器を貸出し、家族の介護負担の軽減を図ります。	長寿支援課
3	養護老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等から問題状況等の把握に努め、必要な支援先につながります。	長寿支援課
4	要介護認定の手続きで、介護に関する相談を受け、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、生きることの包括的支援につながります。	長寿支援課
5	緊急通報システムを利用しているひとり暮らし高齢者の安否確認等を通じて、問題の早期発見や他機関へのつなぎ等を行います。	長寿支援課

6	第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険給付等を適正に行うことにより、介護の負担軽減を図ります。	長寿支援課 在宅医療介護課
7	配食サービスを実施し、食事の提供機会を活用し高齢者の安否確認を行い、緊急時に救急活動を行う等の対応を行います。	長寿支援課
8	高齢者や認知症のかたが家族や地域から孤立することを防止するために、地域において高齢者への見守り活動を通じて、日常生活における問題を早期に発見し、自殺のリスクの軽減に努めます。	在宅医療介護課
9	在宅医療と介護を一体的に提供するために医療・介護関係機関や関係市町村などと緊密に連携し、多職種連携・協働による包括的かつ継続的なサービスの提供を可能とする環境整備を推進します。	在宅医療介護課
10	地域包括支援センターが、高齢者や認知症のかたなどの総合相談を受ける中で、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、生きることの包括的支援につなげます。	在宅医療介護課
11	消費者被害や高齢者虐待などの権利擁護に関する相談を通じて、自殺のリスクの軽減に努めます。	在宅医療介護課
12	はすだ地域支えあいサービス事業を通じて、社会福祉協議会の登録ボランティア（協会員）による、高齢世帯等の日常生活のちょっとした困りごとのお手伝いを行い、地域での生活を支援します。	蓮田市社会福祉協議会
13	ひとり暮らし高齢者等見守り事業を通じて、社会福祉協議会の登録ボランティア（見守り協力員）と民生委員による、住み慣れた地域で高齢者が安心・安全に生活できるよう見守り訪問をします。	蓮田市社会福祉協議会
14	ひとり暮らしの高齢者や要介護認定を受けているかた及び障がいのあるかたの世帯で、自らがごみを集積所まで持ち出すことが困難な場合に、ごみを個別に収集する「ふれあい収集」を実施し、安否確認を行い、必要に応じて市等の窓口につなぎます。	蓮田白岡環境センター

（２）高齢者支援に携わる人材の養成

地域での身近な支援者が要支援者の状況に気づき、必要に応じて関係機関につなぐことができるよう、地域におけるゲートキーパーの養成を推進します。

No.	内容	担当課
1	各種のボランティア養成講座や研修会等を開催し、広くボランティア活動を支援します。	蓮田市社会福祉協議会

（３）高齢者の健康づくり社会参加及び居場所づくりの促進

高齢者の社会貢献や生きがいづくりを推進するとともに、高齢者が集い、情報交換できる場所を提供し、悩みを抱えた人の孤立を防ぐための居場所づくりを促進していきます。

No.	内容	担当課
1	シルバー人材センターが実施する、自らの生きがいづくりや社会参加への就業機会の増大を図るために行う事業に対し、運営を支援します。	長寿支援課
2	老人福祉センターの利用を促進し、世代間交流や地域交流が図れるよう支援します。	長寿支援課
3	寿大学の開催等老人クラブ連合会への支援を行い、高齢者の生きがいづくりを支援します。	長寿支援課
4	地域活動の担い手や地域のリーダーとなる人材の育成を図ります。	長寿支援課
5	高齢者が地域での介護予防の活動に参加し、役割をもって自立した生活を続けられるための普及啓発や地域活動支援等を行う「一般介護予防事業」を実施します。住民が主体的に取り組む体操教室の発足や運営を支援することにより、要介護状態となっても高齢者自身が社会参加する機会の提供、生きがいと地域で支え合う体制を構築します。	在宅医療介護課
6	小学校や保育園等での伝統文化伝承活動やものづくり体験などにおいて、祖父母や高齢者を招待して地域での世代間交流を促進し、命の大切さについて考える機会を提供します。	学校教育課 保育課
7	ふれあい・いきいきサロンの運営の支援を通じて、身近な地域で高齢者等の居場所づくりや交流の場の提供を図ります。	蓮田市社会福祉協議会

4. 生活困窮者への対策

(1) 生活困窮者自立相談支援事業との連動

生活困窮者に対する生活困窮者自立相談支援事業の周知啓発に努めるとともに、包括的な相談支援を図るよう、関係機関の連携強化を推進します。

No.	内容	担当課
1	生活困窮者等の相談に対応し、自立に向けたプラン作成等の支援を行うとともに、必要に応じ関係機関と連携し自立に向けた支援を実施します。生活困窮世帯等の中高生への学習支援により、進学や中退防止支援を行います。	福祉課

(2) 生活困窮者に対する生きる支援の推進と連携の強化

様々な問題を抱えた生活困窮者に対して、適切な相談支援を行うとともに、関係機関の連携を強化していきます。

No.	内容	担当課
1	納税相談等において、生活困窮者と判断された場合は、必要に応じ消費生活相談や生活保護相談等につながります。	収納課
2	生活保護受給者及び生活困窮者等に対し、ハローワークと連携し、巡回相談所を市役所内に定期的に開催し、就労支援を行います。生活保護就労支援員及び生活困窮者就労支援相談員とハローワークが連携し、ハローワークへ同行訪問等を行い、就労支援を行います。	福祉課
3	生活困窮者に対し、生活保護制度の適正実施を行い、自立した生活を送るために必要な支援を図るとともに、必要に応じて適切な支援先につながります。	福祉課
4	生活困窮者等の相談に対応し、自立に向けたプラン作成等の支援を行うとともに、必要に応じ関係機関と連携し自立に向けた支援を実施します。生活困窮世帯等の中高生への学習支援により、進学や中退防止支援を行います。	福祉課
5	介護保険料の滞納者については、必要に応じて適切な窓口につながります。	長寿支援課
6	後期高齢者医療の保険料未納者等で経済的困窮者の場合は、適切な相談窓口につながります。	国保年金課
7	国民年金の減免や障害年金申請等の窓口業務を通じて、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	国保年金課
8	短期証等の被保険者に対する納税相談等を行い、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	国保年金課
9	水道料金の滞納整理の際に、生活困窮者に対し、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	水道課
10	下水道使用料の滞納整理の際に、生活困窮者に対し、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	下水道課
11	同一世帯から保育園等に入園している第2子以降等の保育料について軽減を図ることにより、保育料の経済的負担の軽減を図ります。また、保育園等に入園する第3子以降の0歳児から2歳児クラスの児童の保育料を無料にすることにより、多子世帯における経済的負担の軽減を図ります。	保育課
12	保育料の未納者に対して、必要に応じて適切な相談窓口につながります。経済的理由により就学が困難な方に対する入学準備金の貸付事業を実施します。	保育課
13	福祉資金や生活福祉資金の貸付、彩の国あんしんセーフティネット事業等の取組を通じて、経済的な問題等の解決に向けた支援に繋がります。	蓮田市社会福祉協議会
14	ハローワーク、埼玉県、関係機関と連携し、就労支援に関する情報を市役所専用コーナーに掲示します。市役所商工課窓口においてハローワークオンライン提供を運営します。埼玉県と共催で就労支援セミナーを開催します。	商工課
15	消費生活相談員による消費生活や多重債務に関する相談を実施します。アドバイザー弁護士による専門相談会を実施します。	商工課

「生きる支援施策」一覧（所属別）

政策調整課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	若者に対し、各種相談窓口等の情報発信ができるよう、大学との連携を図ります。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)

広報広聴課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	自殺対策強化月間(3月)や自殺予防週間(9月)等に合わせて、広報やホームページ等を活用し、自殺対策等についての情報発信を行います。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(3)
2	弁護士による法律相談を実施し、法的な事柄に関して悩み事を抱えるかたに対するアドバイスを行います。	●基本4適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする(2)

危機管理課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	災害時の対応について、安全な避難所の設営をすることにより、不安への対応をしていきます。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(5)
2	犯罪被害者への支援について、蓮田市犯罪被害者等支援条例に基づく支援を行っていきます。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)

秘書課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	職員とその家族を対象に、メンタルヘルス面接相談・電話相談・メール相談、医療機関の紹介、ストレスチェックを行い、健康に働くための職場づくりに努めます。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(4)

庶務課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	性的マイノリティへの支援として、パンフレットの配布や、相談窓口の周知を行います。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
2	誰もが働きながら私生活も充実できる社会を目指し、仕事と子育ての両立ができる働きやすい環境づくり(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。母子健康手帳交付時等においてワーク・ライフ・バランス	●基本6地域における連携とネットワークの強化(4)

	の支援制度の周知に努めます。	
3	心の教育を効果的に推進できるよう児童・生徒に寄り添う教育相談体制を構築し、児童・生徒の望ましい成長、自己実現への支援を行い、心豊かな子どもを育てます。身近に相談できる人がいることを実感することにより、自殺を防ぎます。	◆重点1子ども・若者への対策(3)
4	「蓮田市いじめ防止基本方針」に基づき、必要な組織を設置し、問題が生じた際は関係機関と緊密に連携強化し、実効的ないじめ防止対策に取り組みます。	◆重点1子ども・若者への対策(5)(6)
5	広報への関係記事の掲載、関係冊子や啓発品の配布等による啓発を行います。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
6	男女共同参画社会づくりを推進する意識啓発事業として、蓮田市男女共生情報誌「ぱすてる」の発行や男女共同参画セミナー等を開催します。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
7	人権について、市民が正しい理解と認識を深めるため、各種研修会、講演会等を開催し、人権啓発活動を展開するとともに、障がい者等の人権問題への理解を促進します。広報への関係記事の掲載、チラシなどの配架を行います。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(2)
8	人権について、市民が正しい理解と認識を深め、障がい者等の人権問題への理解を促進するため、広報への関係記事の掲載、チラシなどの配架を行います。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(3)
9	DV 被害者相談等において、関係各課と連携した取組を行います。	◆重点2女性への対策(2)
10	関係機関と連携し、DVに関する情報提供や相談窓口の充実を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関につながります。	◆重点2女性への対策(2)

収納課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	納税相談等において、生活困窮者と判断された場合は、必要に応じ消費生活相談や生活保護相談等につながります。	◆重点4生活困窮者への対策(2)

自治振興課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	自治会、コミュニティづくり推進協議会、NPO等の活動の活性化を図ることで、支えあいや助けあいなど地域の見守りの力を広げます。コミュニティづくり推進協議会のイベントでチラシを配布する等、啓発を行います。また、会長や役員、リーダーの役割のかたに「ゲートキーパー養成講座」の受講を推奨します。身近な地域で自殺予防を意識できるかたを増やし、早期発見・早期対応につなげていきます。	●基本2自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る(2)

第4章 具体的な取組

2	交通指導員による児童・生徒の登校指導を通して、子どもたちの変化に気づき、必要に応じて適切な関係機関につなげていきます。	◆重点1子ども・若者への対策(5)
---	---	-------------------

みどり環境課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	簡易児童遊園地について、設置場所の見直し等を行い、子育て中の親同士の交流が図れるよう支援します。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)

商工課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	ハローワーク、埼玉県、関係機関と連携し、就労支援に関する情報を市役所専用コーナーに掲示します。市役所商工課窓口においてハローワークオンライン提供を運営します。埼玉県と共催で就労支援セミナーを開催します。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(2) ◆重点4生活困窮者への対策(2)
2	商工会員に対し、啓発チラシの配布等を行います。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(3)
3	市内小・中学校の児童・生徒等を対象に、賢い消費者になるための出前講座を実施します。	◆重点1子ども・若者への対策(3)
4	消費生活モニターが講師となり、市内の幼稚園及び保育園において幼児向け消費者教育を実施します。	◆重点1子ども・若者への対策(3)
5	若者に対し、各種相談窓口等の情報発信ができるよう、近隣高校や大学との連携を図ります。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
6	消費生活相談員が講師となり、市内の自治会やサロンなどからの要望により、希望の場所へ出向いて消費生活に関する講座等を実施します。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(2)
7	消費生活相談員による消費生活や多重債務に関する相談を実施します。アドバイザー弁護士による専門相談会を実施します。	●基本4適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする(2) ◆重点4生活困窮者への対策(2)

福祉課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	ケアラー・ヤングケアラーに関する情報提供、相談窓口の周知を行います。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)

2	生活困窮者に対し、生活保護制度の適正実施を行い、自立した生活を送るために必要な支援を図るとともに、必要に応じて適切な支援先につなぎます。	◆重点4生活困窮者への対策(2)
3	生活困窮者等の相談に対応し、自立に向けたプラン作成等の支援を行うとともに、必要に応じ関係機関と連携し自立に向けた支援を実施します。生活困窮世帯等の中高生への学習支援により、進学や中退防止支援を行います。	◆重点1子ども・若者への対策(2) ◆重点4生活困窮者への対策(1) ◆重点4生活困窮者への対策(2)
4	生活保護受給者及び生活困窮者等に対し、ハローワークと連携し、巡回相談所を市役所内に定期的で開催し、就労支援を行います。生活保護就労支援員及び生活困窮者就労支援相談員とハローワークが連携し、ハローワークへ同行訪問等を行い、就労支援を行います。	◆重点4生活困窮者への対策(2)
5	民生委員・児童委員による地域の見守りを実施するとともに、様々な相談を受け、必要に応じて関係機関につなぎます。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(1) ◆重点1子ども・若者への対策(5) ◆重点3高齢者への対策(1)
6	「第3期蓮田市地域福祉計画」に盛り込んだ自殺対策についての事業を実施していく。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(1)
7	居宅介護やショートステイ等の障がい福祉サービスを通じて、障がいをもつかたの生活の支援を行うとともに、利用者や家族からの相談に応じます。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)
8	埼葛北地区地域自立支援協議会では、地域活動支援センターを設置し、相談ができる居場所づくりを推進します。委託相談事業所や基幹相談支援センターと連携し、相談支援事業の充実に努めます。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)
9	作業所を運営する事業者と連携を図り、利用者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談機関へつなぎます。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)
10	障がい者が自立した日常生活等を営むことができるよう、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一時支援事業等を実施します。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)
11	障がい者の一般就労機会の拡大を図るとともに、障がい者が安心して働き続けられるよう、就労と生活の支援を総合的に実施します。蓮田市障がい就労支援センターにおいて、職業相談、就職準備支援、職場実習支援、職場定着支援等を行い、障がい者の自立と社	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)

	会参加を図り、利用者の状況把握に努め、就労以外の問題に対しては、必要に応じて他の相談機関へつなぎます。	
12	障がい者の作業訓練や社会適応訓練の場を提供し、社会参加の促進を図るとともに、地域での生活を支援します。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)
13	精神疾患などの受診者の通院医療費における負担軽減を図るため、国や県と連携して自立支援医療制度の周知に努めます。在宅サービス及び施設サービスにおける介護給付事業に際して、障がいのあるかたへの支援体制の充実を図るとともに、対象者の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)

健康増進課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	健康福祉まつりやがん検診等において、自殺対策やメンタルヘルスに関する情報を発信します。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
2	自殺予防ゲートキーパー養成講座を開催し、相談機関の周知、地域においての見守り体制を強化します。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
3	自殺予防啓発街頭キャンペーンを実施し、相談機関の周知、地域における見守り体制を強化します。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
4	出前健康相談において、自殺対策に関する相談窓口等の周知をしていきます。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
5	心の健康講座において、メンタルヘルスに関するテーマで講座を行うとともに、自殺対策についても広く周知します。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(2)
6	自殺対策強化月間(3月)や自殺予防週間(9月)等に合わせて、広報やホームページ等を活用し、自殺対策等についての情報発信を行います。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(3)
7	保健師が新任期から、研修やケース検討会議において、自殺対策の視点を学び、地域住民の支援にあたることができるよう教育体制の整備に努めます。	●基本2自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る(1)
8	様々な職種や地域ボランティア等を対象に、ゲートキーパー養成講座を実施します。	●基本2自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る(1)
9	さまざまな団体やボランティア等の活動の際に、ゲートキーパー養成講座等の開催や自殺対策についての周知を図ります。	●基本2自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る(2)
10	健康づくり推進員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を勧奨し	●基本2自殺対策に関わる人

	ます。	材の確保、養成及び資質の向上を図る(2)
11	市ホームページにおいて、ひきこもりに関する相談窓口等を掲載し、必要な人が相談につながりやすい環境整備に努めます。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(2)
12	失語症をもつ人が言語訓練や仲間との交流を図るとともに、家族同士の情報交換の場として支援していきます。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(4)
13	うつ病自己チェックを掲載したリーフレットの窓口への配架等により、うつ病についての症状や早期に医療受診することの重要性について、広く周知していきます。	●基本4適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする(1)
14	自殺念慮や自殺未遂の相談に対し、庁内関係課や関係機関と連携して支援していきます。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(1)
15	自殺未遂者の早期支援介入や連携の方法、相談窓口の周知方法等について、医療、救急、警察、行政等の関係機関と情報交換を行い、実施可能な取組について検討します。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(1)
16	埼玉県が作成したリーフレット等を健康増進課窓口等に配架し、自死遺族のかたへの情報周知に努めます。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(2)
17	健康相談や栄養相談で健康や疾病についての相談支援を行う際には、相談者の状況把握に努め、必要に応じて地区担当保健師や他の相談窓口につながります。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)
18	精神保健福祉士及び保健師による心の健康に関する相談を実施し、心の問題を抱える人を支援します。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)
19	早期発見、早期治療の推進を図るため、がん検診の受診勧奨を行うとともに、がん患者が抱える様々な悩みに対し、必要に応じて、がん相談支援センター等の専門相談につなぎ、併せて、精神的なケアが受けられるように支援します。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)
20	統合失調症やうつ病等の精神疾患をもつかたに対し、必要に応じて地区担当保健師等による支援を実施し、自殺予防を図ります。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)
21	統合失調症やうつ病等の精神障がいを抱えるかたとその家族の相談に対し、関係機関と連携し適切な支援に努めます。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)
22	様々な窓口を訪れた自殺ハイリスク者に対し、支援相談窓口の情報が伝わるよう、庁内関係課や関係機関と連携していきます。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)
23	医療、救急、教育、警察などの地域の関係機関と連携して、ハイリスク者の早期支援の検討や相談窓口の啓発等を行っていきます。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(1)
24	健康づくり推進協議会において、自殺対策の視点を踏まえた健康づくり事業の協議を行います。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(1)

25	健康増進計画(健康はすだ21第3次)の取組の方向性「休養・睡眠」において自殺対策と連動した施策を盛り込みます。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(1)
26	市民が必要な保健医療サービスを受けられるよう、休日等における急病者の医療を確保します。利根保健医療圏医療連携推進協議会(とねっと)による地域医療ネットワークシステムの管理・運営を支援するとともに、病院及び有床診療所が輪番制で救急患者の診療を行う東部北地区の病院群輪番制病院運営事業や小児救急医療支援事業の運営に対して支援します。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(1)
27	自殺予防対策庁内連携会議を開催し、全庁的に自殺対策を推進していきます。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(1)
28	精神保健福祉関係者連絡会を開催し、庁内関係課や関係機関との連携を図るとともに、自殺対策を推進していきます。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(1)
29	蓮田市自殺対策計画に基づき、関係各課、関係機関と連携し、自殺対策事業を実施します。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(1)
30	勤務問題に関わる効果的な自殺対策の取組を検討します。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(4)
31	若年者の様々な心の悩みやひきこもり等の相談に対し、関係機関と連携し支援していきます。	◆重点1子ども・若者への対策(3)

長寿支援課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	緊急通報システムを利用しているひとり暮らし高齢者の安否確認等を通じて、問題の早期発見や他機関へのつなぎ等を行います。	◆重点3高齢者への対策(1)
2	第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険給付等を適正に行うことにより、介護の負担軽減を図ります。	◆重点3高齢者への対策(1)
3	配食サービスを実施し、食事の提供機会を活用し高齢者の安否確認を行い、緊急時に救急活動を行う等の対応を行います。	◆重点3高齢者への対策(1)
4	シルバー人材センターが実施する自らの生きがいづくりや社会参加への就業機会の増大を図るために行う事業に対し運営を支援します。	◆重点3高齢者への対策(3)
5	寿大学の開催等老人クラブ連合会への支援を行い、高齢者の生きがいづくりを支援します。	◆重点3高齢者への対策(3)
6	地域活動の担い手や地域のリーダーとなる人材の育成を図ります。	◆重点3高齢者への対策(3)
7	老人福祉センターの利用を促進し、世代間交流や地域交流が図れるよう支援します。	◆重点3高齢者への対策(3)
8	介護保険料の滞納者については、必要に応じて適切な窓口につなぎます。	◆重点4生活困窮者への対策(2)

9	要介護認定の手続きで、介護に関する相談を受け、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、生きることの包括的支援につなぎます。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(4) ◆重点3高齢者への対策(1)
10	養護老人ホームへの入所手続きの中で、本人や家族等から問題状況等の把握に努め、必要な支援先につなぎます。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(4) ◆重点3高齢者への対策(1)
11	徘徊が見られる高齢者を在宅で介護している家族に対して、端末機器を貸出し、家族の介護負担の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(4) ●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3) ◆重点3高齢者への対策(1)

在宅医療介護課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	市内3か所に地域包括支援センターを設置し、高齢者の身近な相談に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本4適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする(2)
2	健康相談やフレイル予防についての相談支援を行う際には、相談者の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)
3	消費者被害や高齢者虐待などの権利擁護に関する相談を通じて、自殺のリスクの軽減に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3) ◆重点3高齢者への対策(1)
4	高齢者や認知症のかたが家族や地域から孤立することを防止するために、地域において高齢者への見守り活動を通じて、日常生活における問題を早期に発見し、自殺のリスクの軽減に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆重点3高齢者への対策(1)
5	在宅医療と介護を一体的に提供するために医療・介護関係機関や関係市町村などと緊密に連携し、多職種連携・協働による包括的かつ継続的なサービスの提供を可能とする環境整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆重点3高齢者への対策(1)
6	地域包括支援センターが、高齢者や認知症のかたなどの総合相談を受ける中で、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、生きることの包括的支援につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆重点3高齢者への対策(1)

第4章 具体的な取組

7	高齢者が地域での介護予防の活動に参加し、役割をもって自立した生活を続けられるための普及啓発や地域活動支援等を行う「一般介護予防事業」を実施します。住民が主体的に取り組む体操教室の発足や運営を支援することにより、要介護状態となっても高齢者自身が社会参加する機会の提供、生きがいと地域で支え合う体制を構築します。	◆重点3高齢者への対策(3)
8	第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険給付等を適正に行うことにより、介護の負担軽減を図ります。	◆重点3高齢者への対策(1)
9	認知症の人を介護する家族のつどいを開催し、介護者が悩みを相談しあい、情報交換・情報共有を行うことにより、家族同士の相互の支え合いを推進します。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(4)

国保年金課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	後期高齢者医療の保険料未納者等で経済的困窮者の場合は、適切な相談窓口につながります。	◆重点4生活困窮者への対策(2)
2	国民年金の減免や障害年金申請等の窓口業務を通じて、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	◆重点4生活困窮者への対策(2)
3	短期証等の被保険者に対する納税相談等を行い、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	◆重点4生活困窮者への対策(2)

水道課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	水道料金の滞納整理の際に、生活困窮者に対し、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	◆重点4生活困窮者への対策(2)

下水道課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	下水道使用料の滞納整理の際に、生活困窮者に対し、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	◆重点4生活困窮者への対策(2)

消防課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	防災訓練・救急講習等において、相談窓口等のリーフレット等を配布し、広く自殺予防対策の周知を図ります。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
2	救急活動等において把握した自殺未遂者等に対しては、適切な相談窓口を周知するとともに、関係機関で連携を図ります。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(1)

学校教育課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	スクールカウンセラー、教育相談員等へ、ゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	●基本2自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る(1)
2	学習の遅れた児童・生徒を対象に、退職校長及び教員を講師として定期的に補充授業を行い、学習支援を行います。	◆重点1子ども・若者への対策(1)
3	児童・生徒が自他を尊重し、命の大切さについて実感できるよう、人権作文・人権標語への取組、各種人権教育研修会の開催、人権教育研究校の委嘱研究を通じて、児童・生徒の人権教育に関する意識の向上を図ります。	◆重点1子ども・若者への対策(1)
4	小・中学校の授業の一環として、乳幼児とのふれあい事業を実施し、子育てに関する知識を習得できる機会を提供します。	◆重点1子ども・若者への対策(3)
5	心の教育を効果的に推進できるよう児童・生徒に寄り添う教育相談体制を構築し、児童・生徒の望ましい成長、自己実現への支援を行い、心豊かな子どもを育てます。身近に相談できる人がいることを実感することにより、自殺を防ぎます。	◆重点1子ども・若者への対策(3)
6	携帯やスマートフォンの使い方講座を開催し、児童・生徒に対し安全な使用方法を指導します。	◆重点1子ども・若者への対策(1)
7	小・中学校の児童・生徒・保護者代表が集まり、携帯やスマートフォンの利用に関する意見交換会を実施し、利用のマナーやルール等について各学校の指導にも生かします。	◆重点1子ども・若者への対策(1)
8	道徳授業において、携帯やスマートフォンの利用に際し、思いやりをもった使い方等を指導します。	◆重点1子ども・若者への対策(1)
9	学校や家庭、地域社会が抱えている課題を地域ぐるみで解決できるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティスクールを設置し、地域全体で子どもたちの健全育成を図ります。	◆重点1子ども・若者への対策(5)
10	緊急の避難場所として「子ども110番の家」の設置個所数を増やし、犯罪から子どもを守るとともに、地域全体で子どもを見守る環境づくりを進めます。	◆重点1子ども・若者への対策(5)
11	小学校や保育園等での伝統文化伝承活動やものづくり体験などにおいて、祖父母や高齢者を招待して地域での世代間交流を促進し、命の大切さについて考える機会を提供します。	◆重点1子ども・若者への対策(5) ◆重点3高齢者への対策(3)
12	地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進することにより、地域全体で児童・生徒を見守る基盤づくりを行います。	◆重点1子ども・若者への対策(5)

13	登下校時の児童・生徒の安全を確保するため、学校とスクール・ガード・リーダーを中心とした見守り活動の組織等との連携により、地域防犯体制の確立します。	◆重点1子ども・若者への対策(5)
14	教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供し、自殺問題に対する認識を高めるとともに、指導・相談の充実を図ることにより、自殺を防ぐ体制を強化します。SOSのサインをよりの確に把握できるよう、学級運営を充実させます。	●基本2自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る(3) ◆重点1子ども・若者への対策(6)
15	児童・生徒の立哨指導を通して、子どもたちの変化に気づき、必要に応じて適切な関係機関につなげていきます。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(1)
16	心のホット相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや学校生活の悩み等の相談に対し、問題解決に向けて対応します。児童・生徒に寄り添う教育相談体制を構築し、心の教育の効果的な推進、児童・生徒の望ましい成長と自己実現への支援を行います。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(1) ◆重点1子ども・若者への対策(1)
17	特別支援学級や通級指導教室の充実を図り、個々に応じた指導や相談体制を強化します。就学支援事業を通じて、就学に不安を抱える家庭を支えます。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(1)
18	発達支援センターを開設し、運動やことば、コミュニケーションなどの障がい気になる子どもやその家族に対する相談体制を強化することにより、保護者の負担の軽減を図ります。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3) ◆重点1子ども・若者への対策(3)
19	一人ひとりの指導を通じて、子どもが発するSOSのサインを的確に把握できるよう、関係諸機関と積極的に連携し、自殺予防につなげます。	◆重点1子ども・若者への対策(6)
20	やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等へのICTを活用した学習指導を実施し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない教育を推進します。	◆重点1子ども・若者への対策(4)
21	児童・生徒が情報を主体的に収集・選択・活用するとともに、悩みや不安等がある時に情報機器を活用し、適切にSOSを出せるような教育の充実に努めます。	◆重点1子ども・若者への対策(6)

子ども支援課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	自宅や学校などに居場所のない子ども・若者が居心地の良いサードプレイスを選択できるように、官民連携で子ども・若者の居場所づくりを推進します。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3) ◆重点1子ども・若者への対策(1)
2	青少年育成推進員連絡会と連携し、子ども・若者の地域における健全な育成を図ります。	◆重点1子ども・若者への対策(3)
3	支援の必要性が高い妊産婦に対して、産科・精神科等の医療機関と連携し、きめ細かな支援を行います。	◆重点2女性への対策(1)
4	ケアラー・ヤングケアラーに関する情報提供、相談窓口の周知を行います。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
5	教育訓練講座を受講した母子家庭の母または父子家庭の父に対し、教育訓練給付金を支給し、就労支援を行います。看護師等の養成機関を修業した母子家庭の母または父子家庭の父に対し、高等職業訓練促進給付金を支給し、就労支援を行います。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(2)
6	誰もが働きながら私生活も充実できる社会を目指し、仕事と子育ての両立ができる働きやすい環境づくり(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。母子健康手帳交付時等においてワーク・ライフ・バランスの支援制度の周知に努めます。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(4)
7	要保護児童対策地域協議会において、学校、児童相談所等の関係機関と連携し、虐待を受けている児童の早期発見、早期対応及び見守り等を通じて、自殺リスクの軽減を図ります。	◆重点1子ども・若者への対策(1)
8	子育て情報誌やはすぴい子育てナビ、母子愛育会LINEサービスなどを通じて、子育てに関するサービスや子育て支援団体の情報等の周知を図ります。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
9	ファミリー・サポート・センター協力会員や緊急サポートセンターサポート会員、訪問支援員、母子愛育会推進員など、子育て家庭を訪問する機会のある支援者にゲートキーパー養成講座等への参加勧奨を行います。	●基本2自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る(1)
10	親子同士の交流の場や相談窓口として、蓮田駅西口行政センター内子育てサポートコーナープレックス・キッズをはじめ、各地域の地域子育て支援拠点施設の拡充を図ります。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(1)

11	子育ての相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業や緊急サポート事業、子育て世帯訪問支援事業を推進することで、子育ての孤立化の防止、子育て負担の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3) ●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)
12	保護者同士が交流を図ることができるよう、家庭教育支援チームの活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)
13	子育て世帯の集まりに対して、子育てに関する講座を実施するとともに、情報交換の場となるよう活動を支援します。 子育て世帯の集まりの育成支援を行い、子育ての孤立化防止につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)
14	妊産婦・新生児訪問時において、産後うつ病のリスク判定に役立つEPDS(エジンバラ産後うつ病質問紙票)を活用し、うつ傾向がみられるかたを相談支援につなぎます。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本4適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする(1) ◆重点2女性への対策(1)
15	こども家庭センターを設置し、妊娠から出産、子育てに切れ目なく伴走することで虐待等の予防と迅速な対応を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本4適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする(2) ◆重点2女性への対策(1)
16	伴走型相談支援として、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後、保健師等が面談を行い、必要に応じて適切な相談窓口等につなぎます。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本4適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする(2) ◆重点2女性への対策(1)
17	両親学級等において、妊娠出産子育てに関する知識の普及を図るとともに、妊娠期からの仲間づくりを推奨し、子育ての孤立化を防ぎます。また、支援が必要な場合は、地区担当保健師等が継続的に関わります。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本4適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする(2) ●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3) ◆重点2女性への対策(1)
18	子どもの発達相談等について様々な悩みに対し支援を行うとともに、必要に応じて親子教室や心身障害児通園施設さくら園などにつなぎます。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)
19	児童扶養手当の申請、現況届受付やひとり親家庭等医療費の申請において、対象者の状態把握に努め、必要に応じて相談機関につなぎます。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)

20	新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業等で訪問し、家庭の状況把握に努めるとともに、必要に応じて適切な支援へつなぎます。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3) ◆重点2女性への対策(1)
21	乳幼児健診や相談において、来所者の状況把握に努め、保護者の負担や不安感の軽減に努めます。乳幼児健診において、医療受診や継続相談が必要な場合は、関係機関等と連携して支援に努めます。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3) ◆重点2女性への対策(1)
22	母子保健推進員による母子愛育会会員への電話支援を実施し、地域における子育て支援を実施します。支援が必要な場合は、地区担当保健師が継続支援を実施します。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3) ◆重点2女性への対策(1)
23	こども計画と連動し、子どもや若者、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ります。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(1) ◆重点1子ども・若者への対策(5)
24	一人ひとりの指導を通じて、子どもが発するSOSのサインを的確に把握できるよう、関係諸機関と積極的に連携し、自殺予防につなげます。	◆重点1子ども・若者への対策(6)
25	母子愛育会活動を通じて、母と子の健康づくりを支援するとともに、地域における仲間づくりや情報交換等を通じて、子育ての孤立化を防ぎ、自殺リスクの軽減を図ります。	◆重点2女性への対策(1)
26	関係機関と連携し、DVに関する情報提供や相談窓口の充実を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。	◆重点2女性への対策(2)

保育課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	同一世帯から保育園等に入園している第2子以降等の保育料について軽減を図ることにより、保育料の経済的負担の軽減を図ります。また、保育園等に入園する第3子以降の0歳児から2歳児クラスの児童の保育料を無料にすることにより、多子世帯における経済的負担の軽減を図ります。	◆重点1子ども・若者への対策(2) ◆重点4生活困窮者への対策(2)
2	保育料の未納者に対して、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。経済的理由により就学が困難な方に対する入学準備金の貸付事業を実施します。	◆重点1子ども・若者への対策(2) ◆重点4生活困窮者への対策(2)
3	小・中学校の授業の一環として、乳幼児とのふれあい事業を実施し、子育てに関する知識を習得できる機会を提供します。	◆重点1子ども・若者への対策(3)

4	小学校や保育園等での伝統文化伝承活動やものづくり体験などにおいて、祖父母や高齢者を招待して地域での世代間交流を促進し、命の大切さについて考える機会を提供します。	◆重点1子ども・若者への対策(5) ◆重点3高齢者への対策(3)
5	各種研修会などを通じて、保育士、学童保育所指導員の資質の向上に努めます。また、ゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	●基本2自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る(1)
6	家庭保育室に保育委託することにより、保護者が安心して労働等に専念できる環境を構築します。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)
7	子育てサークルに対して、子育てに関する講座を実施するとともに、情報交換の場となるよう活動を支援します。子育てサークルの育成支援を行い、子育ての孤立化防止につなげます。子育てサークル活動の活性化を図るため、サークル指導者を育成するための研修会を実施します。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)
8	子育て支援センターや子育て広場と連携し、地域全体で子育てを支える環境づくりを行います。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)
9	地域子育て支援センターにおいて、親子が集い交流できる場を提供し、子育ての孤立化を防ぎ、自殺のリスクの軽減を図ります。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)
10	保育園・児童センターのイベント等において、障がい児や高齢者等、様々な人々が地域で交流する機会を提供します。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)
11	保育園の園庭開放等、地域住民との交流イベントを開催します。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)
12	保育園等において、通常保育に加えて、一時預かり事業及び保育時間の延長を実施することにより、保護者の育児負担の軽減を図り、社会とつながりを持てる時間を確保します。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)
13	民間企業等に子育て支援拠点事業を委託し、地域の子育てをサポートできる体制を構築します。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)
14	保育課の職員が、生活上の様々な問題を抱えている保護者の状況把握に努め、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)
15	一人ひとりの指導を通じて、子どもが発するSOSのサインを的確に把握できるよう、関係諸機関と積極的に連携し、自殺予防につなげます。	◆重点1子ども・若者への対策(6)

社会教育課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	放課後に小学校の教室などを活用し、地域のかたが指導者やボランティアとして参加して、子どもたちとのスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行う放課後子ども教室実施します。	◆重点1 子ども・若者への対策(1)
2	子どもたちに本に親しむ環境を提供し、子どもたちの豊かな心の育成を図ります。様々な世代に対応した読書環境の充実を図ります。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3) ◆重点1 子ども・若者への対策(5)
3	年2回、夏休みと冬休みに子ども向け講座を実施し、子どもたちに学習の場を提供するとともに、子どもたちの健全育成の環境づくりに努めます。	◆重点1 子ども・若者への対策(5)
4	イベント等の情報誌や生涯学習団体情報誌等による情報提供を行い、生涯学習の推進と社会参加を促進します。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
5	各種相談窓口等を掲載したリーフレットを成人式において配布します。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
6	広報への関係記事の掲載、関係冊子や啓発品の配布等による啓発を行います。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
7	図書館において、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ、特設コーナーを設置し、ポスター、リーフレット等において、周知啓発を図ります。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(1)
8	公民館等を利用して、福祉教育に関する講演会や各種講座を実施し、福祉意識の向上を図ります。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(2)
9	人権について、市民が正しい理解と認識を深めるため、各種研修会、講演会等を開催し、人権啓発活動を展開するとともに、障がい者等の人権問題への理解を促進します。広報への関係記事の掲載、チラシなどの配架を行います。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(2)
10	人材バンク登録者を講師とした様々な分野の講座を開催し、生涯学習の推進と社会参加を促進します。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(2)
11	人権について、市民が正しい理解と認識を深め、障がい者等の人権問題への理解を促進するため、広報への関係記事の掲載、チラシなどの配架を行います。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(3)
12	子供講座や市民大学などの講座において、大学等との連携を図り、生涯学習の推進と社会参加を促進します。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(2)

13	子育てサークルに対して、子育てに関する講座を実施するとともに、情報交換の場となるよう活動を支援します。子育てサークルの育成支援を行い、子育ての孤立化防止につなげます。子育てサークル活動の活性化を図るため、サークル指導者を育成するための研修会を実施します。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)
14	親子で参加できるイベントの開催や子ども会などの地域活動を支援し、交流機会の充実を図ることで、地域で孤立せずに子育てできる環境づくりに努めます。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)

文化スポーツ課

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	スポーツイベントやスポーツ教室などを開催することにより、スポーツの振興や社会参加の機会をつくれます。	●基本3心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する(3)

蓮田市社会福祉協議会

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	地域福祉の集いを開催して、市民同士が関わりあう地域福祉活動への参加を促し、自発的な地域福祉活動への参加や市民相互の連携の契機としていきます。	●基本1市民一人ひとりの気づきと見守りを促す(2)
2	あんしんサポートねっと事業(日常的金銭管理事業)を通じて、判断に不安のある高齢者や障がい者が安心して日常生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行います。	●基本5ハイリスク者・家族への支援を推進する(3)
3	市内の社会福祉法人、医療保健福祉の関係者、ボランティア団体、学校等との情報交換会議や意見交換会等を通じて、地域における福祉教育や福祉ネットワークの構築を図ります。	●基本6地域における連携とネットワークの強化(1)
4	小中学校の福祉教育を推進し、福祉の心の醸成を図ります。	◆重点1子ども・若者への対策(1)
5	はすだ地域支えあいサービス事業を通じて、社会福祉協議会の登録ボランティア(協会員)による、高齢世帯等の日常生活のちょっとした困りごとのお手伝いを行い、地域での生活を支援します。	◆重点3高齢者への対策(1)
6	ひとり暮らし高齢者等見守り事業を通じて、社会福祉協議会の登録ボランティア(見守り協力員)と民生委員による、住み慣れた地域で高齢者が安心・安全に生活できるよう見守り訪問をします。	◆重点3高齢者への対策(1)
7	各種のボランティア養成講座や研修会等を開催し、広くボランティア活動を支援します。	◆重点3高齢者への対策(2)

8	ふれあい・いきいきサロンの運営の支援を通じて、身近な地域で高齢者等の居場所づくりや交流の場の提供を図ります。	◆重点3高齢者への対策(3)
9	福祉資金や生活福祉資金の貸付、彩の国あんしんセーフティネット事業等の取組を通じて、経済的な問題等の解決に向けた支援に繋がります。	◆重点4生活困窮者への対策(2)

蓮田白岡環境センター

No.	自殺対策の視点を加えた事業概要	施策
1	ひとり暮らしの高齢者や要介護認定を受けているかた及び障がいのあるかたの世帯で、自らがごみを集積所まで持ち出すことが困難な場合に、ごみを個別に収集する「ふれあい収集」を実施し、安否確認を行い、必要に応じて市等の窓口につながります。	◆重点3高齢者への対策(1)

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1. 計画の公表・周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策の重要性を認識し、取組を行えるよう、市ホームページ等に掲載し、広く公表します。

2. 計画の推進体制

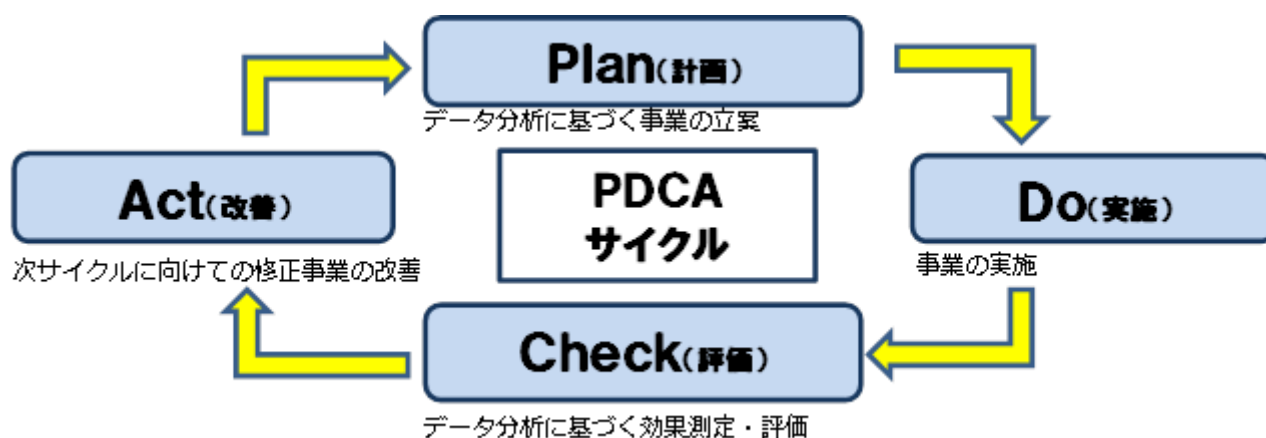
本市の自殺対策の推進体制については、蓮田市自殺予防対策庁内連携会議を中心に、庁内及び関係機関等が自殺対策を総合的かつ効果的に推進していきます。また、「蓮田市健康づくり推進協議会」とも連携を図りながら推進するものとします。

3. 計画の進行管理

計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCAサイクルを通じた計画の進行管理を行います。

進捗状況の管理については、自殺対策の施策や取組の効果を検証し、検証の結果や国の動向等を踏まえ、毎年度自殺予防対策庁内連携会議において評価検証します。また、本計画をより実効性の高いものとするよう、必要に応じ、課題の整理と取組内容の見直し及び改善を行います。

本計画の最終年度である令和11年度には最終評価を行い、設定した数値目標の達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を見出し、次期の計画策定に生かしていきます。



※PDCA サイクル

Plan(立案・計画)、Do(実施)、Check(検証・評価)、Act(改善)の頭文字をとったものです。

計画から見直しまでを一貫して行い、次の計画・事業に活かす考え方を言います。